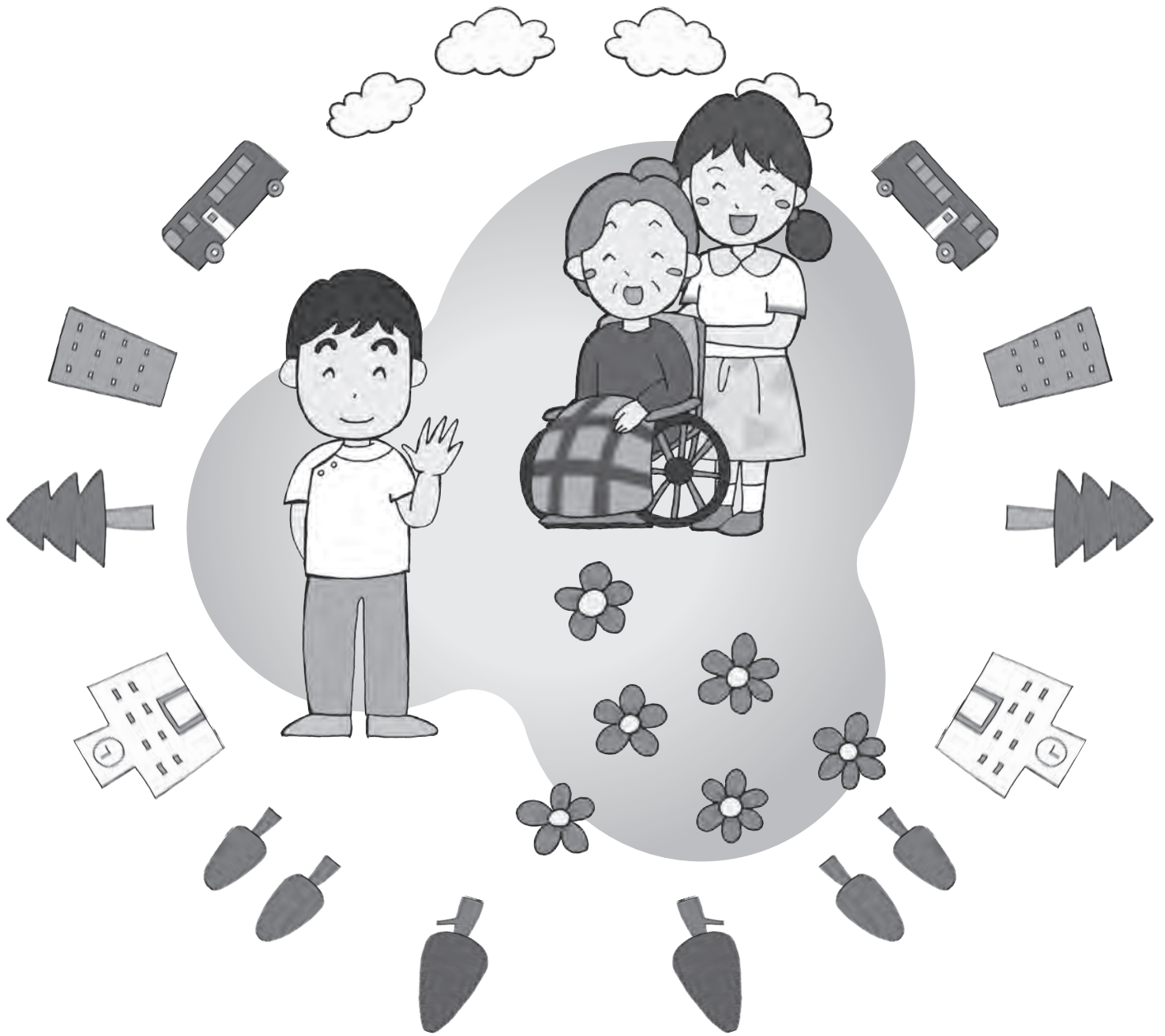


第4次越前町障がい者計画



令和4年3月
越前町

ごあいさつ

越前町では、平成 29 年 3 月に「第 3 次越前町障がい者計画」を策定し、「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち」を基本理念に、障がいのある人に関する施策を推進してまいりました。

その間、国においては「障がい者総合支援法」や「児童福祉法」の改正などにより、障がいのある人の権利擁護や支援の充実を図るほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会の実現に向け、社会のあらゆるバリア（社会的障壁）を取り除くための取組みが展開されています。

このたび、第 3 次計画の基本理念を引き継ぎ、継続して施策を推進するため、「第 4 次越前町障がい者計画」を策定いたしました。本計画では、基本理念の実現に向けて、「主体的に参加・活動できる地域づくり」「健やかで安心して生活できる地域づくり」の 2 つを基本目標としています。

町としましては、障がいのある人が、自身の可能性や能力を十分に発揮し、地域社会の中で生きがいをもって暮らすことができるよう、町民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々と連携・協働し取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました第 4 次越前町障がい者計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました多くの町民の皆様、並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

越前町長 青柳良彦

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1-1	計画の趣旨	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	6
1-4	対象とする障がいのある人の範囲	6
第2章	越前町の障がい者を取り巻く現状	
2-1	障がい者を取り巻く状況	8
第3章	基本構想	
3-1	基本理念	14
3-2	基本目標	15
3-3	計画の構成	16
第4章	基本計画	
4-1	主体的に参加・活動できる地域づくり	18
	(1) 人権・権利擁護の推進と差別の解消	
	(2) 子どもと家族への支援の推進	
	(3) 雇用と就労の充実	
	(4) 社会参加の促進	
4-2	健やかで安心して生活できる地域づくり	31
	(1) 地域の安心・安全活動の推進	
	(2) 地域での生活支援の充実	
	(3) 福祉サービスの充実	
第5章	計画の推進に向けて	
5-1	重点施策	44
5-2	関係機関との連携	45
5-3	計画の推進体制の確立	45
資料編		
1.	越前町地域福祉計画策定委員会設置要綱	
2.	策定委員会の委員名簿	
3.	策定の経過	
4.	第4次越前町障がい者計画策定に関するアンケート調査票	

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1-1

計画の趣旨

本町では、平成29年3月に「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち」を基本理念とした「第3次越前町障がい者計画」を策定し、福祉、教育、雇用、保健・医療、生活環境の整備など各分野の施策を推進してきました。

障がいのある人に関わる法律や制度は、障害者権利条約の批准を契機として変化しています。平成30年4月からの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などが示されました。障がい者施策は障害の有無に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かちあう、地域共生社会の実現が大きな目標となっています。

また、本町においては町の将来像とそれをめざすための基本的な施策を表した「第二次越前町総合振興計画」を平成28年に策定し、「町民一人ひとりが幸せを実感し、誇りをもって充実した人生を歩み続けることができる『ふるさと越前町』の創生」をまちづくりの基本理念に、町民、行政、関係者との協働・連携によるまちづくりを展開しています。

このように障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中、施策の進捗状況や当事者のニーズなどをふまえ、より実効性のある施策を展開するために「第4次越前町障がい者計画」を策定します。

◇国の障害福祉施策の経緯【平成29年以降の主な制度改正】

成年後見制度利用促進基本計画の策定（平成29年3月）

障害者基本計画（第4次）の策定（平成30年3月）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成30年4月）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の一部施行（平成30年6月）

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行（平成30年12月）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の成立（令和元年6月）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行（令和元年6月）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（令和2年4月）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行（令和2年12月）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和3年4月）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立（令和3年5月）

越前町障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者基本計画」として策定するものです。国の「障害者基本計画（第4次）」、県の「第6次福井県障害者福祉計画」などをふまえ、「第二次越前町総合振興計画」の理念に基づくとともに、福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめとする関連計画と整合性を図りながら、障がいのある人に関する個別計画として、具体的な取組みの方針を表します。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標（SDGs）では、2030年までに誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指すこととしており、障がい者（児）も含めた共生社会を目指した目標となっています。本計画においてもSDGsをふまえた取組みを進めます。

【障害者基本法（昭和45年法律第84号）抜粋】

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（略）

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

（略）

【第二次越前町総合振興計画】

「町民一人ひとりが幸せを実感し、誇りをもって充実した人生を歩み続けることができる『ふるさと越前町』の創生」をまちづくりの基本理念とし、「人と技 海土里 織りなす 快適なまち ～越前E-town brandのさらなる躍進～」を将来像とした第二次越前町総合振興計画は、平成28年度から令和7年度を計画期間としています。

今後のまちづくりにおいては、町民同士、町民と行政あるいは産・学・金・労・言をはじめとする多様な主体が協働・連携することでネットワークを構築し、『共に考え、行動する』ことにより、将来像の実現を目指します。

町民、行政、関係者相互の綿密なコミュニケーションを通じて、各々が果たすべき役割を認識し、地域のニーズに即した効率的・効果的施策を実践することにより、協働・連携によるまちづくりを展開します。

障がい者福祉に関連する施策として下記のものがあります。

2. 誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり

2-1 安心して住み続けられる保健・医療と福祉の充実

- 誰もが生涯にわたって健康に暮らし続けられる町を目指し、町民の健康づくりや保健・医療環境の向上、超高齢社会を見据えた高齢者福祉の充実、人口減少対策の要となる子育て支援の強化、地域の支え合いを軸とした障がい者福祉の充実、社会保障制度の健全運営と周知・啓発を図ります。

2-1-1 健康づくりの推進

2-1-2 保健事業の推進

2-1-3 医療環境の充実

2-1-4 子育て支援の充実

2-1-5 高齢者福祉の充実

2-1-6 障がい者福祉の充実

①障がい福祉サービスを充実する

②障がい者の自立と社会参加を支援する

2-1-7 安定した社会保障制度の確立

【第6次福井県障害者福祉計画】

「障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、幸せに暮らせる共生社会の実現」を基本理念とし、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、住みなれた地域で温かいつながりで支え合いながら、自立し幸せに暮らせる共生社会の実現を目指します。

この計画の基本理念に基づき、「共に生きる社会の実現」「自立した生活・自己実現の支援」「ライフステージに応じた生活支援」「心の健康の推進」「安全・安心な生活環境の整備」の5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を進めます。

基本目標1 「共に生きる社会の実現」

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の理念に基づき、意識啓発や相互交流を促進し、障害のある人の権利擁護と障害を理由とする差別の解消を推進します。

基本目標2 「自立した生活・自己実現の支援」

障害のある人が、住み慣れた地域で、その能力や特性に応じ、社会の一員として自立できるよう、その生活の基礎となる意思決定支援の推進や意思疎通支援の充実、スポーツ・文化を通じた生きがいつくりの推進、保健・医療サービスの充実を進めます。

基本目標3 「ライフステージに応じた生活支援」

障害のある人の人生の各段階において生じる日常生活・社会生活の課題を解消し、安心した生活を送ることができるよう、「幼年期」から「青壮年期」、「高齢期」まで、それぞれのライフステージにあわせ、発達障害のある人への支援や特別支援教育の充実、就労支援の充実、高齢化対策など必要な支援を提供する体制づくりを推進します。

基本目標4 「心の健康の推進」

県民の心の健康づくりを推進するため、職場や学校におけるストレスチェックや相談体制を充実するとともに、精神障害のある人に対する医療を充実するため、多様な精神疾患に対応した医療提供体制を構築します。

基本目標5 「安全・安心な生活環境の整備」

障害のある人が地域で安全・安心な生活ができるよう、障害に配慮したまちづくりを進めるとともに、防災対策、防犯対策等を推進し、地域生活を支えるしくみづくりを進めます。

1-3

計画の期間

第4次計画は、計画の開始年度を令和4年度とし、目標年度を令和8年度とする5ヶ年計画とします。

	平成 29年度 2017年度	平成 30年度 2018年度	令和 元年度 2019年度	令和 2年度 2020年度	令和 3年度 2021年度	令和 4年度 2022年度	令和 5年度 2023年度	令和 6年度 2024年度	令和 7年度 2025年度	令和 8年度 2026年度	
越前町	第二次越前町総合振興計画前期基本計画 (平成27年度～令和2年度)				第二次越前町総合振興計画後期基本計画 (令和3年度～令和7年度)						
	第3次越前町地域福祉計画 (平成29年度～令和3年度)					第4次越前町地域福祉計画 (令和4年度～8年度)					
	第3次越前町障がい者計画 (平成29年度～令和3年度)					第4次越前町障がい者計画 (令和4年度～8年度)					
	第4期 計画	第5期越前町障がい福祉計画 (平成30年度～令和2年)				第6期越前町障がい福祉計画 (令和3年度～5年度)			第7期越前町障がい福祉計画 (令和6年度～8年度)		
		第1期越前町障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)				第2期越前町障がい児福祉計画 (令和3年度～5年度)			第3期越前町障がい児福祉計画 (令和6年度～8年度)		
	福井県	第5次 計画	第6次福井県障害者福祉計画 (平成30年度～令和4年度)								
		国	計画 第3次	障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)							

1-4

対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※「社会的障壁」

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第2章 越前町の障がい者を取り巻く現状

第2章 越前町の障がい者を取り巻く現状

2-1 障がい者を取り巻く状況

(1) 身体障がい者の状況

平成28年の厚生労働省の調査*では、全国における在宅身体障がい者は428.7万人で、うち72.6% (311.2万人) が65歳以上となっています。我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合 (高齢化率) は調査時点の平成28年には27.3% (総務省「人口推計」2016年10月1日 (確定値)) であり、在宅身体障がい者ではその約2.7倍となっています。

越前町の身体障害者手帳交付者数は令和2年度で1,345人であり、平成25年以降減少傾向にあります。また、人口千人当たりの数を全国 (総数436万人、千人当たり34人) と比較すると、本町は67人と全国の約2倍にもなり、町内に身体障がい者が多いことがわかります。

令和2年度の障害の内訳についてみると、肢体不自由が54.7%で最も多く、次いで内部障害23.9%、視覚障害12.1%の順となっています。障害種類別の年次推移をみると、肢体不自由は減少傾向にあり、その他の障害は横ばい状態にあります。

等級別にみると、1級の割合が最も高く31.0%、次いで4級が24.7%、3級が21.3%となっており、4割が1級・2級の重度障がい者であることがわかります。

*在宅者は「生活のしづらさなどに関する調査」(2016年)、施設入所者は「社会福祉施設等調査」(2018年)などより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

表2-1 身体障害者手帳交付者数の推移

年度	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内部	合計
H23	171	117	13	903	318	1,522
H24	169	111	14	911	317	1,522
H25	166	116	14	905	326	1,527
H26	174	115	13	880	319	1,501
H27	175	121	10	855	324	1,485
H28	169	119	10	829	318	1,445
H29	162	117	10	795	311	1,395
H30	164	115	11	786	321	1,397
R元	160	114	9	766	330	1,379
R2	163	114	10	736	322	1,345
構成比 (R2)	12.1%	8.5%	0.7%	54.7%	23.9%	100.0%

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」(各年度末現在)

表2-2 等級別身体障害者手帳交付者数 (令和2年度)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	100	38	3	10	4	8	163
聴覚・平衡機能	4	31	14	25	2	38	114
音声・言語機能	0	0	7	3	0	0	10
肢体不自由	126	101	195	234	54	26	736
内部	187	8	67	60	0	0	322
合計	417	178	286	332	60	72	1345
構成比	31.0%	13.2%	21.3%	24.7%	4.5%	5.4%	100.0%

資料：庁内資料

(2) 知的障がい者の状況

平成28年の厚生労働省の調査*では、全国における在宅の知的障がい者は96.2万人で、18歳未満21.4万人(22.2%)、18歳以上65歳未満58万人(60.3%)、65歳以上14.9万人(15.5%)となっています。身体障がい者と比べて18歳未満の割合が高い一方で、65歳以上の割合が低い点に特徴があります。

越前町の療育手帳交付者数は令和2年度で200人であり、平成23年度からは増加傾向にあります。また、人口千人当たりの数を全国(総数109.4万人、千人当たり9人)と比較すると、本町は10人と全国の1.1倍となっています。

令和2年度の等級別の内訳をみると、B2が34.0%で最も多く、3人に1人が軽度障がい者です。

等級別の年次推移をみると、B1とB2が増加傾向にあり、B2は平成23年度と比較すると1.4倍になっています。

*在宅者は「生活のしづらさなどに関する調査」(2016年)、施設入所者は「社会福祉施設等調査」(2018年)などより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

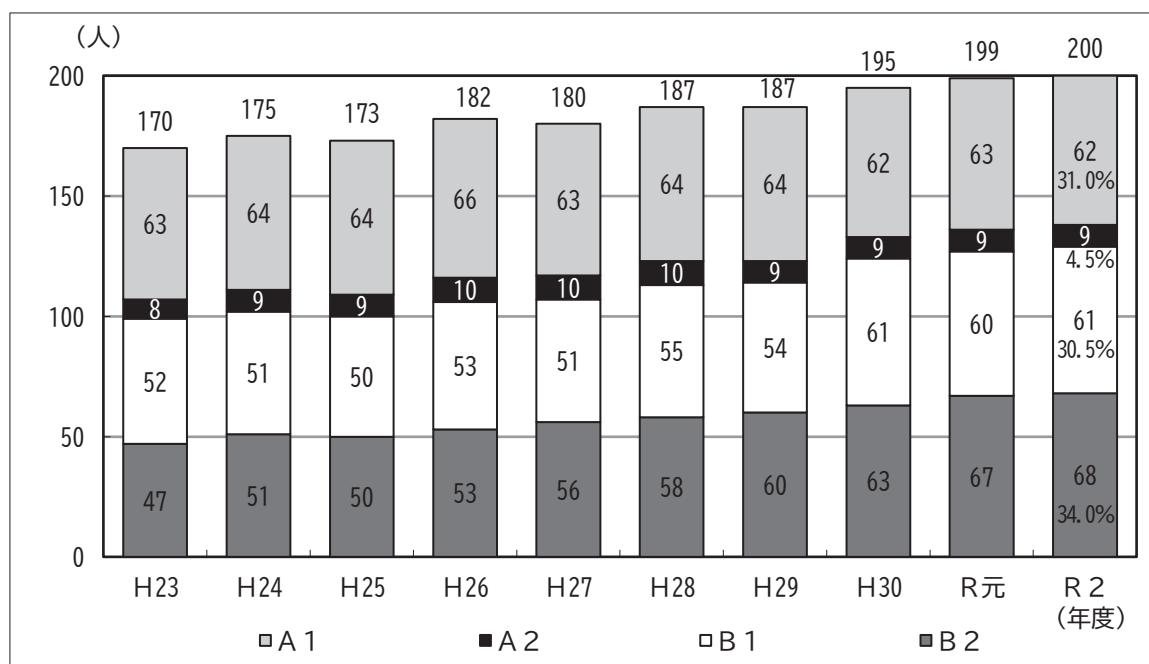


図2-1 療育手帳交付者数の推移

資料: H23年度から26年度は福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」(各年度末現在)
H27年度からは庁内資料

[知的障がい者の障害の程度 療育手帳区分]

重度	A1	重度の知的障害 (IQ35 以下)
中度	A2	中度の知的障害 (IQ36~50) であって、3級以上の身体障害を合併している者。
	B1	中度の知的障害 (IQ36~50)
軽度	B2	軽度の知的障害

(3) 精神障がい者の状況

平成29年の厚生労働省の調査*では、全国における外来の精神障がい者は389.1万人で、25歳未満38.5万人（9.9%）、25歳以上65歳未満206万人（52.9%）、65歳以上144.7万人（37.2%）となっています。

越前町の精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2年度で191人であり、増加しています。

等級別の年次推移をみると、2級と3級が増加傾向にあり、平成23年度と比較すると2級は1.7倍、3級は1.6倍になっています。

令和2年度の精神障がい者の入院患者数は65人、通院患者数は820人、自立支援医療申請件数は351件となっています。平成23年度と比較すると、通院患者数は1.4倍、自立支援医療申請件数は1.7倍にも増えています。

*厚生労働省「患者調査」（2017年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

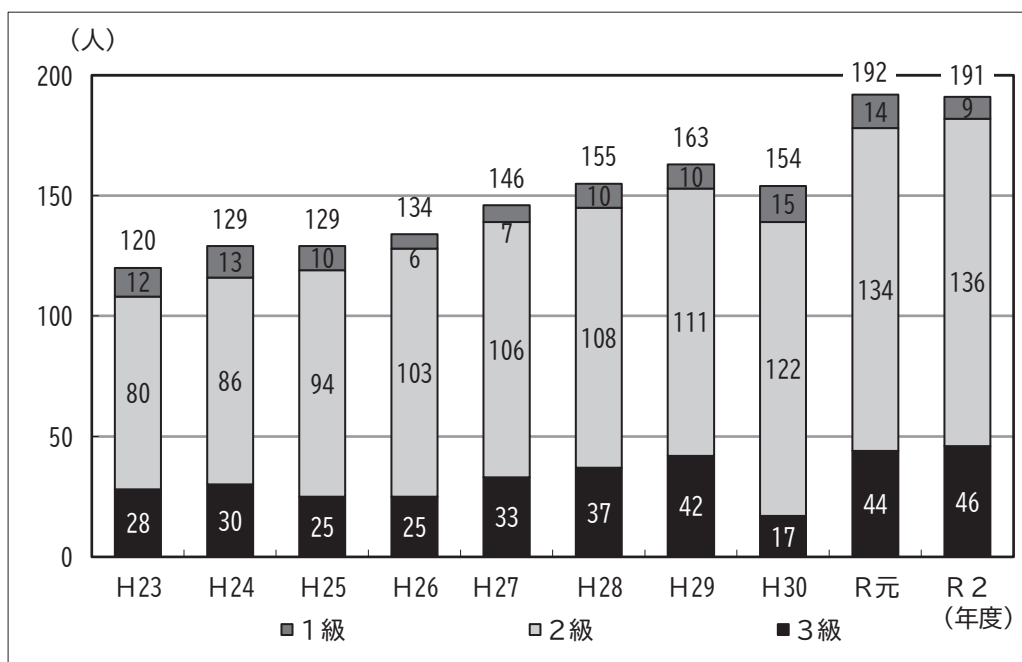


図2-2 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」（各年度末現在）

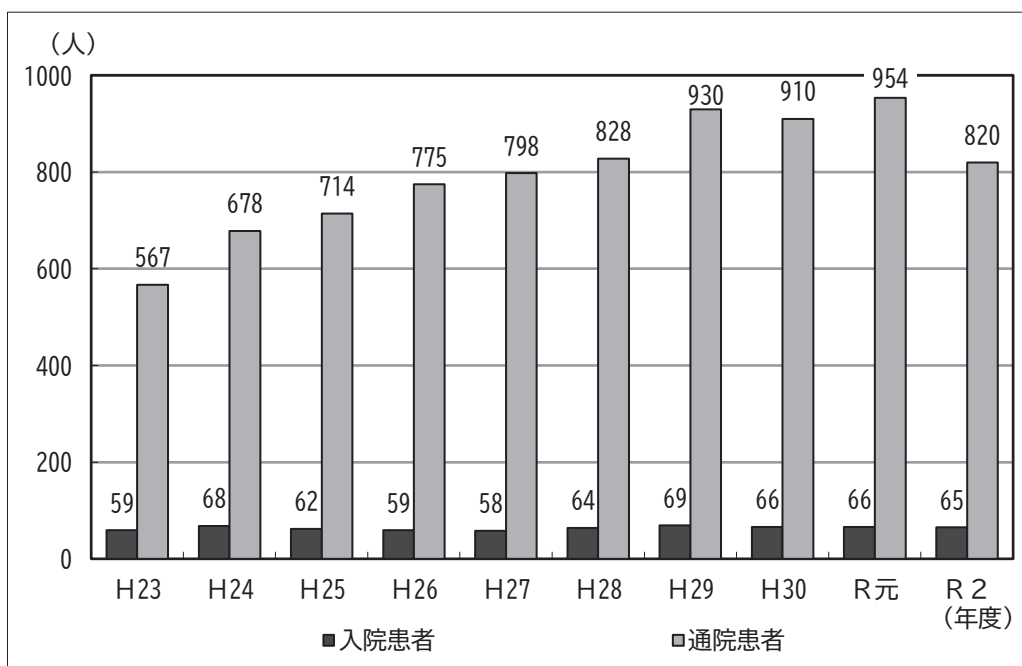


図2-3 精神障がい者の入院患者、通院患者数の推移

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」

*入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数（県内精神科病院15箇所の集計数）、通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）

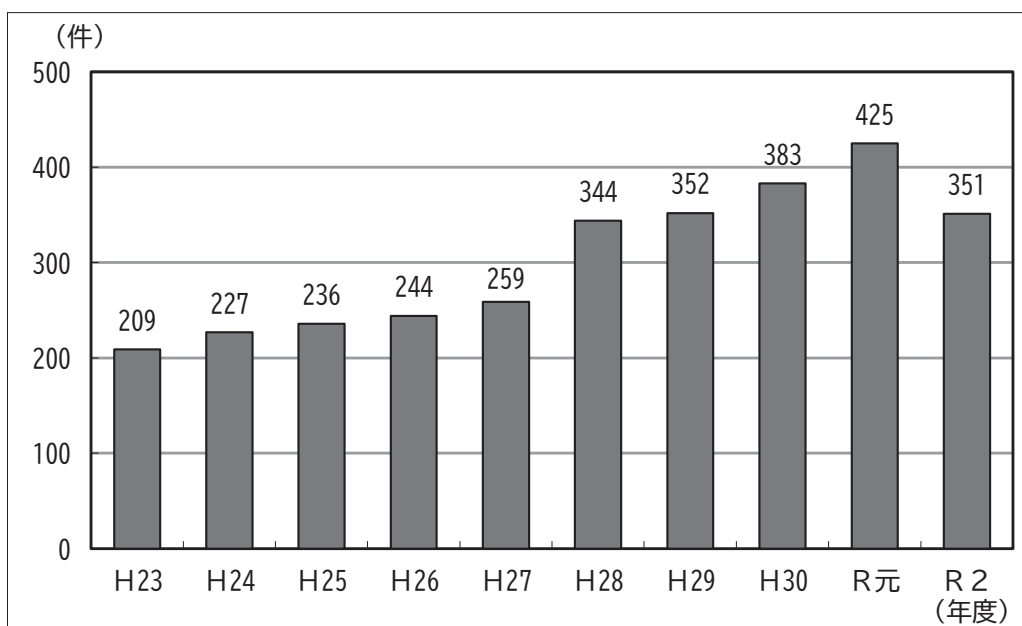


図2-4 自立支援医療申請件数の推移

資料：庁内資料

(4) 難病患者の状況

難病については、昭和47年の難病対策要綱に、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）が施行され、公平かつ安定的な医療費助成制度が確立されました。

難病法に基づく医療費助成の対象となる指定難病の要件は、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもののうち、「患者数が本邦において一定の人数に達しないこと」および「客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること」と定められており、これまでに対象疾患を338疾病へと拡大しました。さらに、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、国および地方公共団体などが取組むべき方向性を示すことにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上などを図っています。

難病患者の正確な実数を把握することは困難ですが、統計としては特定疾患治療などによる公費負担受給者数が令和2年度で153人となっています。

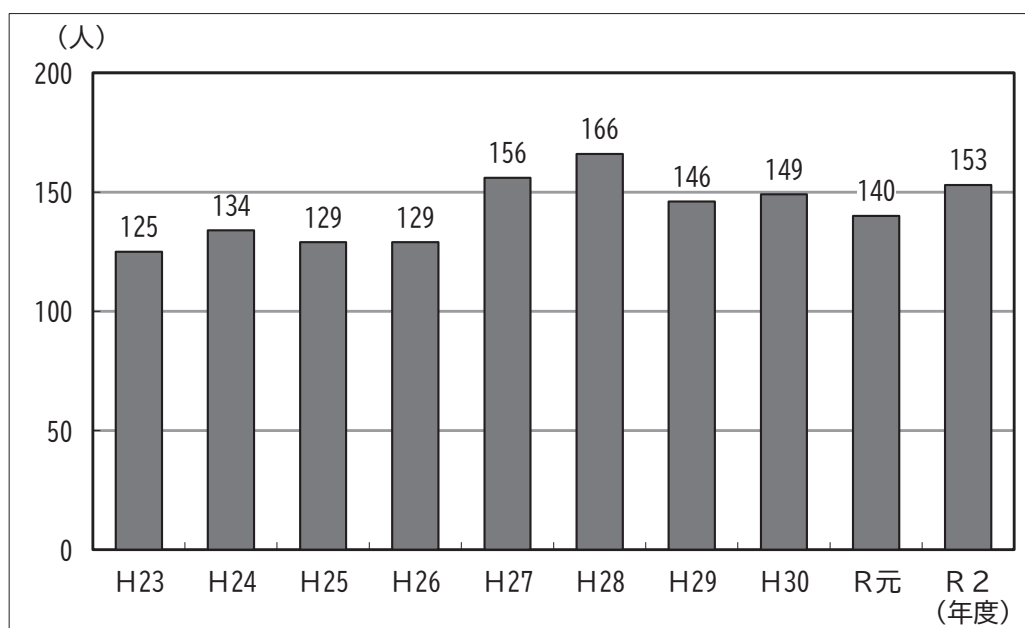


図2-5 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況

資料：福井県丹南健康福祉センター「丹南の健康福祉」（各年度末現在）

* H25年度までは特定疾患治療などによる公費負担受給者数

* H26年度は、27年1月1日からの交付状況

第3章 基本構想

第3章 基本構想

3-1 基本理念

誰もが参加、参画できる社会は、その地域に暮らしている人たちが互いの人格と個性を認めあい尊重し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより実現できるものです。第3次計画から、町民誰もが障害の有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら、生きる喜びを感じ、安全に安心した生活ができるよう「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち」を基本理念として設定しています。

この基本理念は短期間で到達できるものではなく、今後も目指すべき将来像として変わらないことから、本計画においても継承します。

**地域でともに安心して、自分らしく、
生きがいをもって暮らせるまち**

基本理念を実現するために、本計画では基本目標を次のように定めます。

1 主体的に参加・活動できる地域づくり

障がいのある人が生きがいをもって地域生活を送るためには、一人ひとりがもてる能力を最大限に活かして自己実現や社会貢献をしていくことが重要です。

そのため、人権・権利擁護の推進と差別の解消、子どもと家族への支援、雇用・就労と社会参加の促進を通して、障がいのある人一人ひとりが主体性を発揮し、希望に応じて社会活動に参加できる地域を目指します。



2 健やかで安心して生活できる地域づくり

障がいのある人もない人も地域で快適に安心して暮らしつづけるためには、地域での自立した生活を支えるサービス基盤を整え、ハード・ソフト両面でのバリアを取り除くことが必要です。

そのため、地域での安心・安全活動、生活支援や福祉サービスの充実を通して、障がいのある人が地域住民の一員として安心して暮らすことのできる地域を目指します。



本計画の構成は次のとおりです。

基本理念

地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち

基本目標1 主体的に参加・活動できる地域づくり

- (1) 人権・権利擁護の推進と差別の解消
- (2) 子どもと家族への支援の推進
- (3) 雇用と就労の充実
- (4) 社会参加の促進

基本目標2 健やかで安心して生活できる地域づくり

- (1) 地域の安心・安全活動の推進
- (2) 地域での生活支援の充実
- (3) 福祉サービスの充実

第4章 基本計画

第4章 基本計画

4-1 主体的に参加・活動できる地域づくり

(1) 人権・権利擁護の推進と差別の解消

現状と課題

- 各小・中学校と特別支援学校に在籍する児童生徒がお互いの交流や共同学習を通じて、共に助けあい、支えあうことを学んでいます。
- 各小・中学校において障害体験や高齢者体験などの福祉体験授業とともに、当事者との交流により、理解が深まっています。
- 保育園児を対象にした人権の花運動、小学校低学年児童を対象にした人権教室、小中学生を対象にした男女共同参画気づき事業、職員と教員合同の人権教育研修会を実施しています。
- 町社会福祉協議会では、福祉の啓発活動として広報への関連記事の掲載や町内の各種催しに出向き、福祉体験コーナーを設ける「出かける社協」に取り組んでいます。
- 人権週間にあわせて、町内の図書館では人権に関する図書を紹介するとともに、広報誌では人権の特集記事を掲載しています。
- 「越前町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成して、適切な対応ができるよう取り組んでいます。
- 虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がい者の自立や社会参加にとっても虐待を防止することは極めて重要です。
- 障がい者アンケート調査やヒアリング調査では、障がいのある人自身もその家族なども地域や職場に対して障がい者への理解を求めています。障がい者アンケート調査では、地域の障がい者に対する理解について、「深まっていない」が「深まっている」を上回り、前回調査より「深まっている」の割合が減少していることから、障害や障がい者に対する理解を深める取組みが必要です。
- 高校生以上の若年層への啓発が進んでいないため、気づき事業以外での啓発方法について検討が必要です。
- 成年後見制度については利用者増加とともに、処遇困難事例への支援も増えているため、支援体制を整えることが必要です。
- 障がいのある人の権利を守るための取組みとして「障がい者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ」、「障がい者への理解を深めるための啓発」、「障がい者の権利を守り、被害を救済するルールづくり」などの取組みが求められています。

* 「●」は現況を、「○」は課題を示しています。

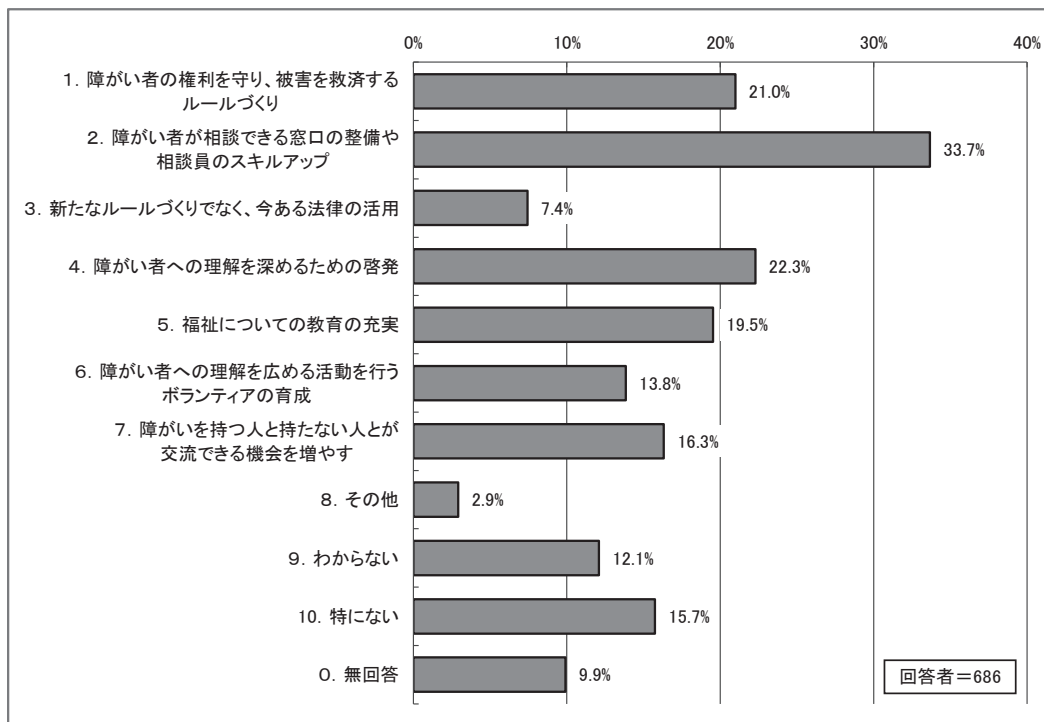


図4-1 障がい者の権利を守るために必要な取組み（複数回答）

施策の展開

①障がいをもつ人の人権・権利擁護の推進、差別の解消

- 人権・権利擁護に関する町民の理解を深めるため、男女共同参画気づき事業などの講座内容の拡充とともに、場所にとらわれないオンラインでの研修会を導入し、学ぶ機会を継続的に提供します。
- 町社会福祉協議会の「越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センター」や日常生活自立支援事業、成年後見制度などについて、広報誌やホームページを通じた普及啓発活動を進めます。
- 成年後見制度を利用するための申立てに支援が必要な人には、ふくい嶺北成年後見センターなどの関係機関と連携し、権利擁護に努めます。
- 「越前町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を活用した職員研修などを開催し、町職員が障害の特性を理解した上で適切な配慮が可能となるよう努めます。
- 行政機関だけでなく、事業者や地域住民に対して「合理的配慮の提供」を実践できるような普及啓発活動を推進します。
- ノーマライゼーション※の理念の普及・定着を進めるため、乳幼児期から高齢期に至るすべての世代において人権や福祉に関する学習機会を充実します。
- 町が主催する福祉に関する会議や研修会などさまざまな機会をとらえて、地域内での助けあいや地域福祉に関する普及啓発活動を推進します。

※「ノーマライゼーション」

障がいのある人が障がいのない人と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように社会環境整備を目指す理念。

- 広報誌やホームページによる啓発とともに、町民が障がいのある人の人権尊重や障害についての理解を深めることができる取組みを推進します。
- 児童生徒が障がいのある人への理解や福祉の心を育むことができるように、学校や地域において児童生徒の成長段階にあわせた学習プログラムの企画、障がいのある人との交流機会の拡大を図ります。

②虐待防止の推進

- 障がいのある人の生命や人権、財産を守るとともに、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や再発防止に向けた取組みを積極的に進めます。
- 障がい者虐待に関する通報や相談窓口である「越前町障害者虐待防止センター」についてさらに周知し、虐待防止のための普及啓発活動を推進します。
- 虐待防止に向け家族の介護負担の軽減を充実させるとともに、家庭内の虐待だけでなく、福祉施設や就労の場における虐待も未然に防止する取組みについて検討します。

(2) 子どもと家族への支援の推進

現状と課題

- 2018年4月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、保健師などの専門家が相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を行っています。
 - 2019年から保育所等や学校教育課と連携して5歳児健診を実施しており、気がかりな子どもと関わりを持つ機会を増やし、情報を共有しています。
 - 保育所等や小中学校では障がいのある子どもがいる場合は職員を加配し、障がいのない子どもとともに活動できるよう対応しています。
 - 発達障がいのある人の乳幼児期から学齢期、そして就労期まで、ライフステージを通して継続した支援を行うために福井県方式の支援ツール「子育てファイルふくいっ子※」の導入が進んでいます。
- 子育て世代包括支援センターでは、5歳児健診以降、経過観察や支援が必要となる子どもに対して就学に向けて支援できるしくみを整えていくことが必要です。
 - 町主催の発達教室において保護者同士の交流や情報交換が可能ですが、継続して交流できる場がないため、確保する必要があります。
 - 障がい者アンケート調査では障害や病気の診断を受けた時、必要とした支援としては「障害や病気の専門的な情報」が最も多く、次いで「町の保健師から福祉サービスの情報提供や、専門の事業所の紹介」となっており、専門的なものも含め情報提供を求めています。
 - 「子育てファイルふくいっ子」については、関係機関との情報共有ツールとして十分に活用できていないことが課題となっています。
 - 障がいのある子どもの支援について、庁内や関係機関との役割分担や方法、情報の共有方法について検討が必要です。
 - 医療的ケアが必要な子どもや家族は学校・保育所等に通い続けることができ、安心して地域で生活できる支援やサービスを求めています。
 - 保育所等、小学校、中学校、高等学校での困り事として「保育士や教師の専門的な知識や技術が足りない」（保育所等41.7%、中学校50.0%）の割合が高いことから、保育士や教師が障害に対する理解を深める必要があります。
 - ヒアリング調査では、障がいのある子どもを抱える保護者の支援（理解を含めた）とともに、早期療育のための情報提供を求めています。

※「子育てファイルふくいっ子」

発達障がい児の支援のために県障害福祉課が平成25年度に作成したファイル。子どもに気がかりな行動があった時に、保護者の同意を得た保育士や教師らが記入し、その子に合った保育や学習指導に生かす。発達障害の可能性が高い場合は、医療機関への相談を保護者に勧める。ファイルは保育所等や学校などが管理し、進学や転居する時に学校や福祉事業者、職場または市町を越えて引き継ぐことで、切れ目なく支援できる。県内統一様式のチェック項目に記入することで発達障害を早期に見つけるとともに、進級・進学や転校をしても教師らが支援しやすくすることを目的にしている。

表4-1 母子保健事業

種 類	内 容
特定不妊治療費等助成	不妊症に関する治療に要する費用の一部を助成。
妊娠届受理、母子手帳交付	妊娠届を受理するにあたり、すべての妊婦に担当保健師や管理栄養士が面接を行い状況確認や相談を実施。
妊婦健診（医療機関委託）	妊婦一般健診14回分、（初期・中期・後期）血液検査、子宮頸がん検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査を公費負担。
新生児聴覚スクリーニング検査（R2～）	生後間もない時期に器機をつかって聴覚検査を実施。 生後3日以内に初回検査と確認検査を公費負担。
妊婦教室	妊娠・出産について、妊娠経過と食事についての講義。
産後ケア事業（H30～）	産後、家族から支援が得られない状況にある者や育児に不安を抱えている産婦に指定医療機関などで母体の管理や育児指導などを実施。日帰り又は宿泊利用料の一部を公費負担。
新生児訪問指導（H30～）	産後1か月以内の産婦に母子の状況を電話で確認し、必要に応じて訪問。 産後うつチェック票（EPDS）を使用した評価。
赤ちゃん訪問	赤ちゃんが生まれた家庭に保健師または助産師が訪問。
乳児健診（医療機関委託）	生後1か月、4か月、10か月の健診3回分を公費負担。
1歳6か月児健診	1歳6か月児を対象に小児科医師・歯科医師の診察、保健指導、食事指導など実施。
2歳児歯科健診	2歳児を対象に歯科医師の診察、歯磨き指導、希望者にフッ素塗布、保健指導、食事指導など実施。
3歳児健診	3歳児を対象に小児科医師・歯科医師の診察、保健指導、食事指導、歯科指導など実施。
5歳児健診（R1～）	保育所等年中児を対象に学校教育課や保育所等と連携して実施。集団遊び、学校教育課からの話、小児科医師の診察、保健指導、栄養指導、就学や発達の相談に対応。
ことばおよび発達の相談	幼児健診時にことばの遅れや発達などに関して言語聴覚士や心理士の相談指導を実施。
すまいる教室 （発達支援教室）	発達障がいや気がかりな又は疑われる子どもとその保護者に集団遊びを通じて言語聴覚士や臨床心理士など専門職が相談に応じ、子どもに合った関わり方などを支援。
助産師さんとの座談会 （H30～）	助産師による育児相談、母親同士の情報交換の場の提供。
離乳食教室	5～6か月児、8～9か月児を対象に離乳食や子どもの発達についての話や試食を実施。
すくすく教室（R2～）	生後10～11か月児の保護者を対象に歯科指導、育児相談、栄養相談を実施。

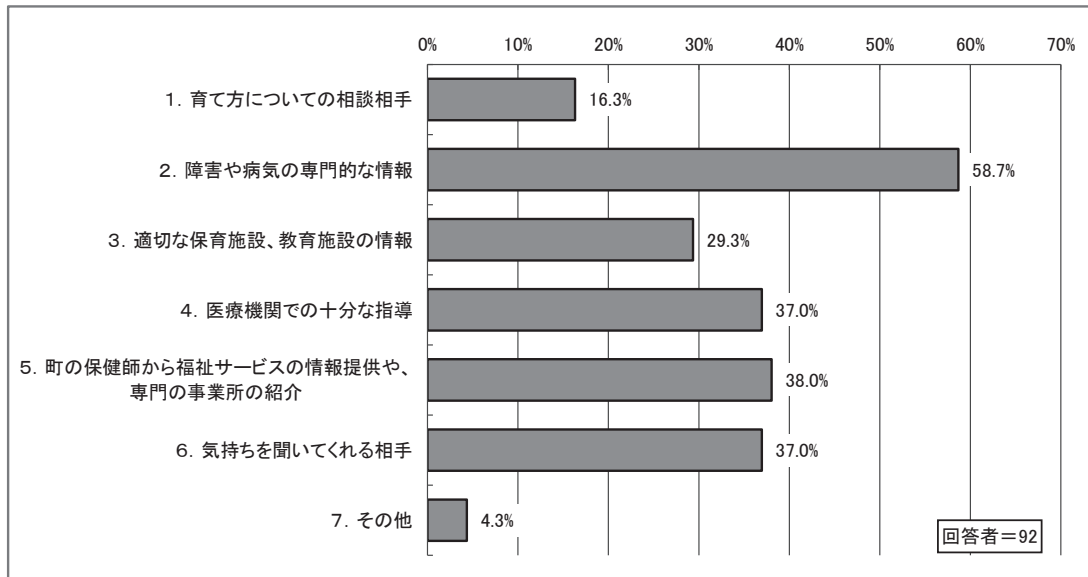


図4-2 子どもが障害や病気の診断を受けたときに必要な支援（複数回答）

施策の展開

①切れ目ない支援の推進

- 障がいのある子どもに対する支援にあたっては、ライフステージ（出生～保育～就学～就労）に応じた切れ目のない支援と各段階に応じて保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携体制を整備します。
- 「個別の教育支援計画」と「子育てファイルふくいっ子」を情報共有ツール（移行支援など）として活用し、教育・福祉・保健・就労など庁内の関係部署が連携できる体制づくりを進めます。
- 保育所等、小中学校、教育・福祉行政などの連携が図れるように丹南地区自立支援協議会の子どもの育ちに係わる専門部会「育つ部会」の活動など支援体制の充実を図ります。
- 重症心身障がい児（医療的ケア児を含む。）については、保健・医療・福祉サービスなどの関係機関による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置など地域での受け入れ体制の整備を促進します。
- 障がいのある人やその家族が抱えている悩みや不安について、健診と相談会の同時開催など気軽に相談できる体制づくりを進めます。

②早期発見・早期療育の推進・発達支援の充実

- 子育て世代包括支援センターを中心に妊産婦、乳幼児を対象とした各種母子保健事業を充実させ、疾病の早期発見と予防、健康増進ならびに子育てを支援します。
- 母親の心身の健康を確保するために、妊婦健診の助成、健康診査の受診勧奨を進めるとともに、子育て支援アプリ「えちぜんっこアプリ」を活用して助産師との座談会や相談窓口について周知・参加を働きかけます。

- 保護者を支援するため、障害に関する情報提供や専門的な相談事業の充実とともに、継続的な保護者同士の交流方法について検討します。
- 適切な治療や療育を受けることができるように、保護者と相談の上で、必要な情報は医療機関、行政、障害福祉サービス事業者などが共有し、関係機関の連携の下で早期発見・早期療育に努めます。

③保育・教育の充実

- 「インクルーシブ教育システム※」の理念をふまえ、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けることができる教育を推進します。
- 施設整備が十分でない保育所等については、整備方法を見極めながら施設内のバリアフリー化を進めます。
- 障がいのある子どもの健全な発達とその家庭への支援のため、保育所等において、保育を必要とする障がいのある子どもの受け入れを継続して実施します。
- 子どもや保護者に対して障害に関する情報提供とともに、ノーマライゼーション社会についての学習機会を設けるなど意識啓発活動を進めます。
- 保育士に対し、県内外で開催されている研修会への参加を促進し、資質の向上を図ります。

※「インクルーシブ教育システム」

障がい児を含むすべての子どもに対し、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。「インクルーシブ (Inclusive)」とは、「include (含む、含める)」の形容詞形で、直訳すると「包容する教育」。

丹南地区自立支援協議会

丹南地区（鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）に居住する障がい児・者が地域で自立して生活できるような支援体制を確立するため、中立公平な相談支援事業の実施のほか、関係機関が連携強化することにより各施策を効果的に推進し、また社会資源の開発や改善等を行う。

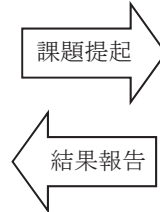
全体会議

主な役割	下記の各組織等が出された地域課題や全体的なことにし、協議・検討する。
構成者	相談支援事業者、障害者団体、障害福祉サービス等利用者、特別支援学校、就業・生活支援センター、公共職業安定所、日常生活自立支援センター、障害福祉サービス等事業者、県関係機関、各市町担当者、その他



運営会議

主な役割	①自立支援協議会の運営に関する基本的な事項の企画・検討 ②相談支援事業者等連絡会の課題整理 ③施策的・制度的な課題の集約整理および部会付議事項の検討・整理
構成者	各市町担当者、委託相談支援事業者



専門部会

主な役割	運営会議からの報告を受け、個別の相談支援等において明らかになったニーズを集約し、各種サービスの充足状況および問題点の共有、課題解決を図るために協議を行う。
構成者	「育つ部会」と「働く部会」、「暮らす部会」を設置し、運営会議を構成する市町と相談支援事業者が2名1組で各部会の事務局を担当する。



相談支援事業者等連絡会

主な役割	①ケース報告による情報や対応の共有化 ②サービスの充足状況の把握 ③地域・障害種別間のサービス調整ケースの把握
構成者	各市町担当者、相談支援事業者

就労支援事業所等連絡会

主な役割	①就労支援に関する諸問題についての意見交換等 ②地域における就労支援ネットワークの構築
構成者	各市町担当者、就労支援事業所



個別ケース会議

主な役割	①ケース報告による情報の共有化 ②チームアプローチによる支援体制の構築および役割分担 ③困難ケースに関する処遇検討
構成者	相談支援事業者、障害福祉サービス等利用者、障害福祉サービス等事業者、各市町担当者、その他関係機関など

(3) 雇用と就労の充実

現状と課題

- 町では、平成28年1月に厚生労働省福井労働局と雇用対策協定を取り交わし、両者の連携事項として、町内企業に対する障がい者雇用の要請を掲げています。
- 就労に関する相談があった場合は、支援機関（福井障害者職業センター※1、福井障害者就業・生活支援センターふっとわーく※2）を紹介したり、就労支援事業所の利用を通じて各機関から支援を受けることができます。
- 町内に就労支援事業所が少ないため、町外の事業所に頼らざるを得ない状況です。
- 福井労働局と福井障害者職業センター、福祉事業者などの支援機関と連携した障害者雇用情報の共有化が必要です。
- 障がい者アンケート調査では、前回調査よりも働いている回答者が増え、「満足している、まあまあ満足している」の割合も増加しています。
- 障がい者アンケート調査では、今の仕事や職場に満足していない理由として「賃金や待遇に不満があるから」や「周りの理解が得にくいから（差別や偏見を感じるから）」の割合が高くなっています。また、働くために重要なこととして「障害特性に配慮した職場環境」も高いことから、障がいのある人の特性にあわせた仕事とのマッチングとともに、企業・事業主・職場での障がい者への理解がより浸透するための啓発活動が必要です。

表4-2 越前町内の就労支援事業所

種類	事業所名	利用定員	所在地
就労継続支援（A型）	一般社団法人竹の郷福祉会 やまぼうし	10人	越前町小曾原22-2-1
就労移行支援（一般型）	社会福祉法人 光道園	6人	越前町朝日1-504
就労継続支援（B型）	手作り工房フ・クレール	14人	

※1 「障害者職業センター」

ハローワークなどと連携して、就職や職場復帰を目指す障がい者に対する支援（相談、能力評価、職場定着のための支援）や、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。

※2 「障害者就業・生活支援センターふっとわーく」

障がい者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を実施（就業のための訓練、職場実習のあっせん、新たな職場の開拓、事業主に対する助言、生活習慣や金銭管理に関する助言、関係機関との連絡調整など）。

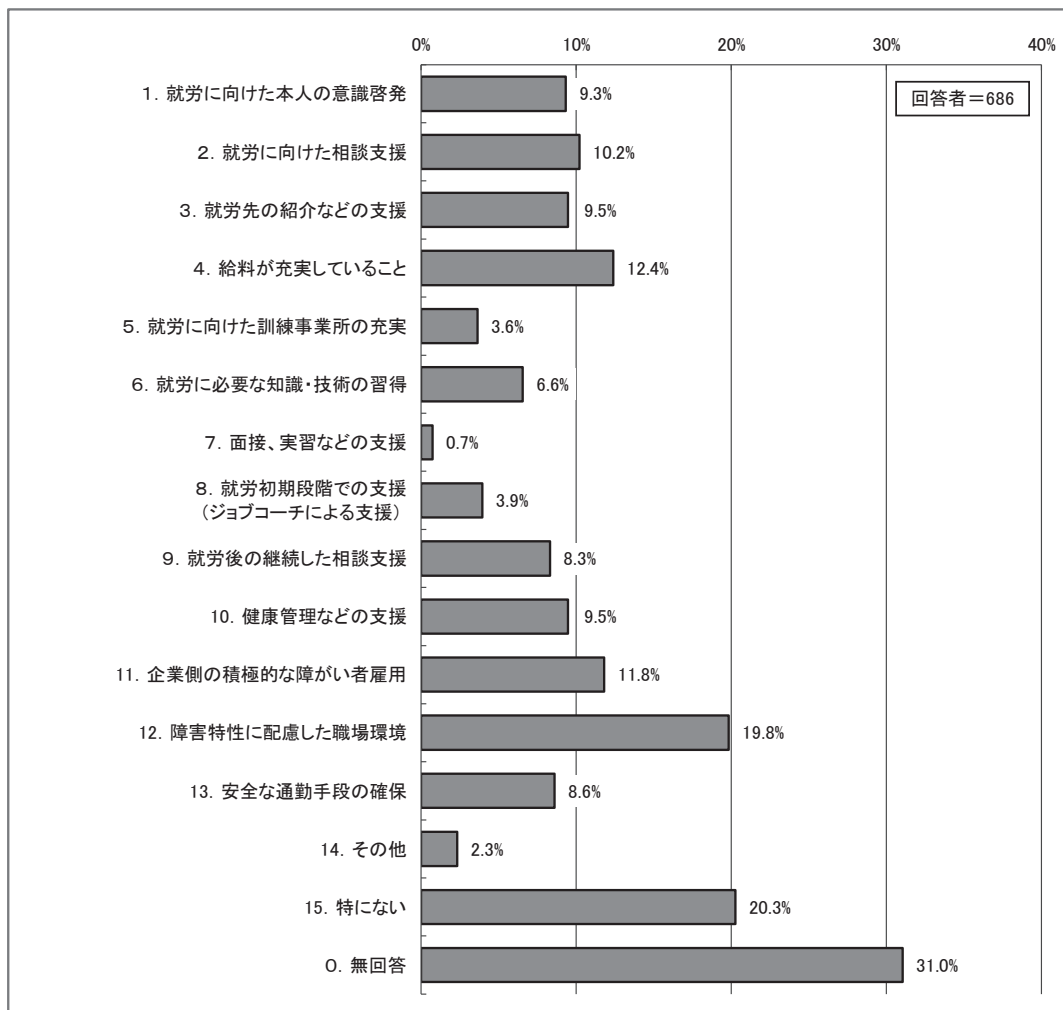


図4-3 働くために重要なこと（複数回答）

施策の展開

①就労支援体制の拡充

- 障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、企業・事業主に対する働きかけやセミナーなどの開催について、引き続き福井労働局に要請します。
- 福井労働局と福井障害者職業センター、福祉事業者などと連携して、職場に定着するまでの相談・指導とともに、障害種別や個々の特性、意欲に応じた多様な働き方を支援する体制づくりを推進します。
- 就労に関する支援機関と連携した障害者雇用情報の共有化を進めるとともに、相談窓口を含めて障がいのある人に周知します。
- 障がいのある人ができるだけ身近な場所で就労できるよう、就労支援事業所などの整備・充実を促進し、多様な福祉的就労の場の確保に努めます。

②就労支援の推進

- 町内には就労支援事業所が少なく、自宅から遠方の事業所に通所している人が多いことから、負担を少しでも軽減するために交通費の助成を継続して実施します。
- 一般就労が難しい人のために障害福祉サービスについて周知し、福祉的就労から一般就労へステップアップが図れるよう、就労支援事業所や相談支援事業所と連携して支援します。

(4) 社会参加の促進

現状と課題

- 朝日体育館やB & G体育館のバリアフリー化を進め、スロープを設置したことで、障がいのある人も利用しやすくなっています。
- 障がいのある人も参加できるよう、文化祭に障がいのある人の作品の展示スペースを設置し、音楽祭では来場できるスペースを確保しています。
- 移動困難者に向けた外出支援の利用件数は増加傾向にあります。
- バス乗り場の待合環境整備やコミュニティバスのきめ細やかな停留所の設置などを進めましたが、バス利用者減少により、便数を維持することが困難になっています。
- 地域公共交通活性化協議会では障がい者団体の代表者が委員として参画しており、コミュニティバスに低床バス車両を導入しています。
- 2021年4月に「越前町思いやり支えあいの心でつなぐ手話言語条例」を施行しましたが、手話奉仕員養成講座の受講者は減少しています。
- 障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ活動を充実させるためには、利用状況などをふまえた体育施設のバリアフリー化とともに、障がい者スポーツの知識や能力、指導法を身につけた人材が必要です。
- 運転ボランティアや付き添いボランティアを養成していますが、今後ニーズの増加も考えられるためさらなる担い手の確保が必要です。
- 障がい者アンケート調査では外出のために希望する方策として「公共交通機関を利用しやすくしてほしい」が多いことから、路線バスとコミュニティバスの利便性向上が必要です。
- ヒアリング調査では、交通手段の充実やバスなどを利用する際の助成、外出や買物時のサポートを求める意見があり、ヘルパーが付き添う移動支援の充実を図ることが必要です。
- コミュニケーション手段の充実を図るための講座について検討が必要です。

表4-3 当事者団体、グループなど

当事者組織	活動内容
越前町身体障害者協会	身体障がい者の福祉向上と健康増進および会員の親睦を図る活動を行っている。スポーツ交流・研修旅行・施設慰問など。
越前町聴覚障害者協会	越前町身体障害者協会の下部組織。聴覚障がい者の福祉向上と健康増進および会員の親睦を図る活動を行っている。各種交流や研修会などを開催。他市町の聴覚障がい者の当事者組織との交流もある。
丹生はんどく会	知的障がい者の家族が、健常者と同じように地域で暮らしていけるよう活動を行っている。
精神障害者家族会	精神障がい者の福祉向上と、社会復帰の促進を図るとともに、会員相互の親睦を図る活動を行っている。

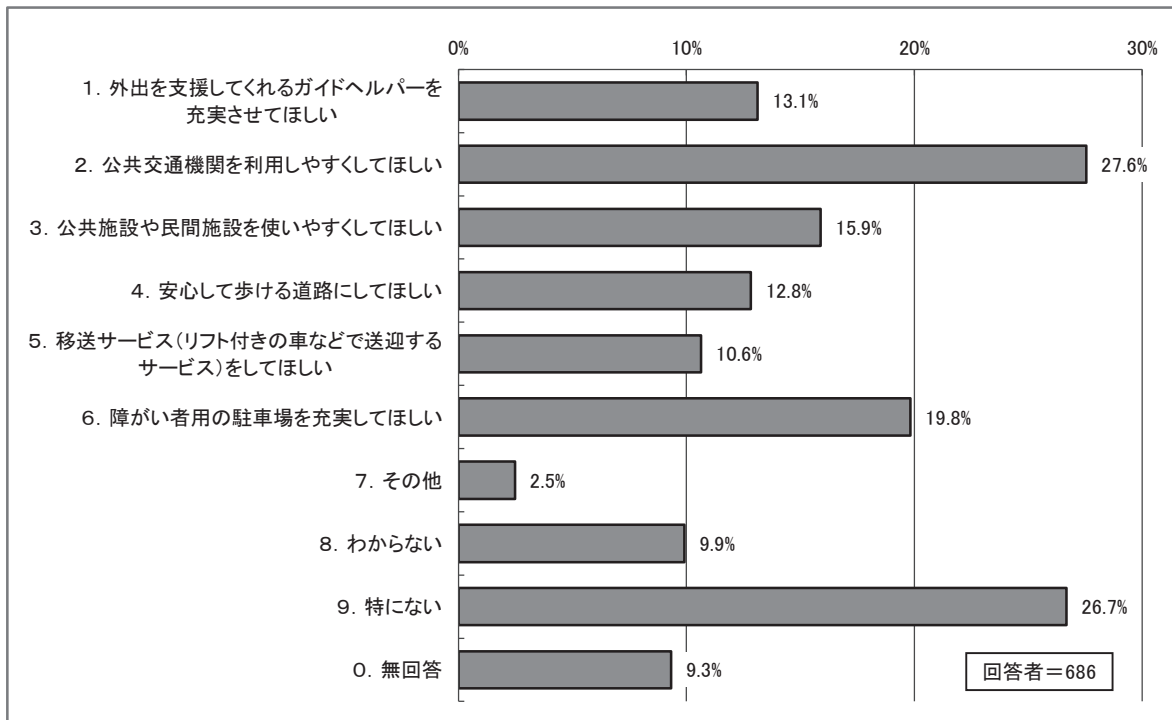


図4-4 外出のために希望する方策（複数回答）

施策の展開

①地域でのスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

- 障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、障がい者スポーツの知識や能力、指導法を身につけた人材である「障がい者スポーツ指導員」の資格取得者を増やすとともに、施設のバリアフリー化を推進します。
- 町民が参加するスポーツや文化活動への運営協力を当事者組織に依頼し、障がい者施設へも参加を呼びかけ、障がいのある人とない人が交流できる機会を確保します。
- 当事者組織のもつ情報交換や相談機能などその重要性について周知するとともに、自主的な活動に向けて、福祉事業者などとの協力によるピアカウンセリング※の継続的な実施、障がい者サロンなどの開催を検討します。
- 障がいのある人でも参加できる講座やサークル、スポーツ活動の広報を充実させるとともに、参加を希望する場合の施設のバリアフリー情報や介助の有無など必要な情報を提供します。

※「ピアカウンセリング」

相談者と支援者といった垂直的な関係ではなく、同じ障害や問題を抱えた障がい者同士が水平的な関係のなかでお互いに心理的な支援を行うこと。従来のカウンセリングよりも対等性、共感性、受容性が重視されている。

②移動手段の確保

- 障がいのある人の外出・移動を支援するため、タクシー利用助成や自動車改造費助成、自動車運転免許取得への助成などの継続・充実をめざします。
- 令和4年4月より障がい者および高齢者に対する移動手段として、自宅まで迎えに来るデマンドタクシーを導入します。
- 障がいのある人を含めてバス利用者の声を聞く機会を設け、路線バスとコミュニティバスの路線や便数を見直すなど利便性の高い運行に努めます。
- 移動を支援するサービスについて周知するとともに、福祉有償運送などを利用しやすくするための付き添いボランティアや、外出支援を目的とするNPOやボランティア団体の育成を町社会福祉協議会と連携して進めます。

③コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業について引き続き周知するとともに、「手話奉仕員養成講座」を継続し手話奉仕員の確保に努めます。
- 「越前町思いやり支えあいの心でつなぐ手話言語条例」と手話について、町民に広報誌やホームページなどを活用して普及啓発を進めます。

目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	担 当
地域の障がい者に対する理解について 「深まっている」の回答割合 (障がい者アンケート調査)	26.0%	50.0%	障がい福祉担当
ことばおよび発達相談件数	60件	100件	子育て支援担当
越前町役場の障害者法定雇用達成率	100.0%	100.0%	人事担当
手話奉仕員養成講座の受講者数	8名	12名	障がい福祉担当

(1) 地域の安心・安全活動の推進

現状と課題

- 「越前町災害時要援護者制度※」については、障害者手帳の交付時に説明し、登録を勧めていますが、近年登録者数は約700人で減少傾向にあります。
- 町内5箇所の福祉施設を災害時の福祉避難所として指定し、ホームページで周知しています。
- 急病時の救急車要請用として、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある人への緊急通報システム約120台を整備しています。
- 交通指導員や防犯隊による定期的なパトロールなどにより防犯意識の向上を図っています。
- 災害時要援護者台帳を更新するためには、区や民生委員・児童委員とともに、地域住民への理解・協力が必要です。
- 障がいのある人への災害の情報伝達については、地域での協力が得られにくい時間帯もあるため、検討が必要です。
- 一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした福祉避難所について、必要としている人への情報提供が必要です。
- 急病時の緊急通報システムは、視覚・聴覚障がいのある人や意思疎通が難しい知的障がいのある人の利用が難しいため、別の方法を検討する必要があります。
- ヒアリング調査では、「避難準備情報」の入手方法としてテレビ、携帯電話、防災無線を活用していますが、近所の人達の手助けも必要としていることから、地域での助けあいができるように、災害時要援護者台帳登録への働きかけが必要です。
- 希望する災害時の支援体制として、「障がい者に配慮した避難所運営」の割合も高いことから、障がいのある人が安心して避難できる支援が必要です。
- 犯罪被害や消費者被害については、インターネットやリーフレット配布などにより啓発活動を行っていますが、ひとり暮らしの視覚・聴覚に障がいのある人に対する啓発方法について検討が必要です。

※ 「越前町災害時要援護者制度」

障がい者やひとり暮らし高齢者などが、災害時における支援を地域の中で受けられるよう、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進するための制度。

対象者は台帳への登録申請をし、地区関係者や町は本人の意志を尊重した上で2名程度の避難支援者を選出する。台帳は本人の同意の下、地区区長や民生委員・児童委員、町などで情報共有し、災害時の避難支援に活用する。避難支援者の主な役割は、災害時の避難誘導、救出活動、安否確認や日常生活における声かけや安否確認など。

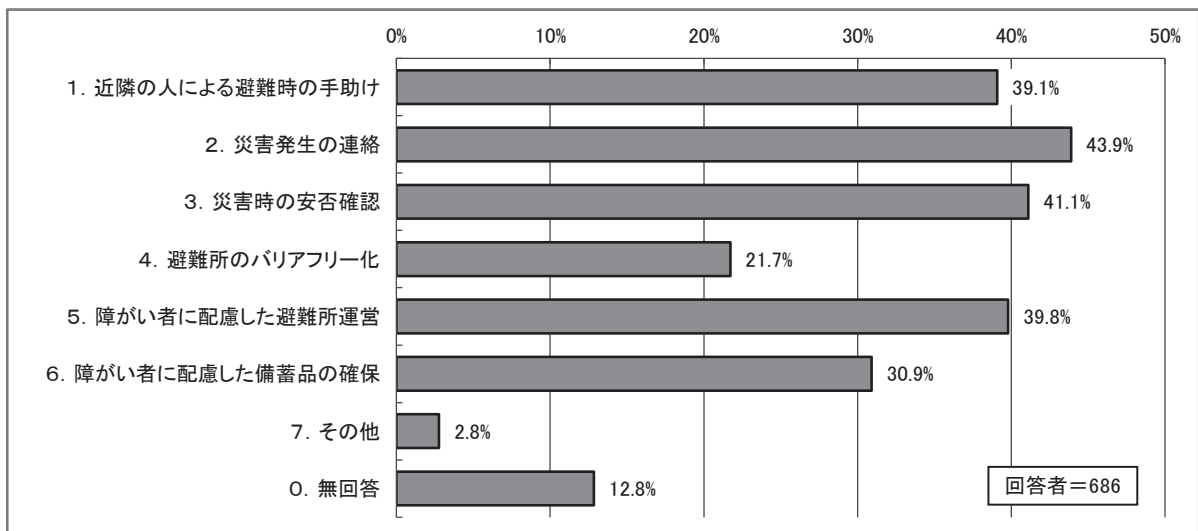


図4-5 災害時の支援体制（複数回答）

施策の展開

①緊急時・防災対策の強化

- さまざまな機会を通じて「越前町災害時要援護者制度」について障がいのある人はもちろん地域住民にも周知します。
- 区や民生委員・児童委員、地域住民と協力して避難行動要支援者を把握するとともに、障がいのある人には「登録」を働きかけ、災害時要援護者台帳の更新と個別避難計画の作成を進めます。
- 避難時間帯も考慮しながら、地域住民と連携して障がいのある人への情報伝達や避難方法、避難時の協力者の確認、身近な避難場所の周知や整備など避難体制づくりを支援します。
- 障がいのある人が避難先での不安を解消することができるように、福祉避難所があることを広報誌や民生委員・児童委員を通じて周知するとともに、避難方法などに関する検討を含め医療機関や福祉施設などとの連携を強化します。
- 障害特性に応じた避難所の在り方を検討するとともに、地域住民に障がいのある人に配慮すべき事項や支援方法などを周知します。
- 聴覚に障がいのある人は、インターネットや電子メールなどで情報収集する人が多いため、ホームページ情報の的確な更新に努めます。また、緊急連絡メール（携帯各社のエリアメール）や公式LINEアカウント（コミュニケーションアプリ）などは、防災無線を聞きとれない人のための重要な情報収集の手段であるため、その登録方法などについて周知を図ります。
- 障がいのある人に対し、緊急通報システムや消防安心ファックス※の設置を促します。

②防犯対策の充実

- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないように、交通指導員などの地域人材を活用した活動や防犯隊による定期的な防犯パトロールなど地域防犯体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が消費者被害にあわないように、消費生活に関する情報提供に努めます。

※「消防安心ファックス」

聴覚障がい者が事前登録することで、FAXや携帯メールにより、119番通報ができるしくみ。

(2) 地域での生活支援の充実

現状と課題

(相談・情報提供体制)

- 相談支援事業所や相談方法はチラシ・ホームページ・学校の進路相談などで、身体障害者相談員などの役割はチラシや広報で周知しています。
- 越前町ホームページでは音声読み上げ機能を備えており、令和3年からは公式LINEアカウント（コミュニケーションアプリ）で積極的に情報を発信しています。
- 新規に手帳を交付する際に、障害福祉制度について説明をし、等級変更などにより新規に対象になる制度があれば情報提供しています。
- 庁内に広報委員会を設置し、各部署に広報委員を配置することで、情報が集約できる体制をとっています。
- 町ホームページには読み上げ機能がありますが、アクセスできない視覚障がい者に対しては対応できておらず、広報も点字化していないため、検討が必要です。
- 障がい者アンケート調査では地域で自立して生活を送るために重要な取組みとして、「相談窓口や情報提供の充実」が多いため、さらなる取組みが必要です。
- ヒアリング調査では、相談支援専門員の存在や活動についてあまり認知されていないという意見もあるため、周知活動が必要です。
- 精神障害については、当事者組織に属する相談員が配置されていないため、障がいのある人やその家族の思いや境遇を理解し分かちあうことのできる身近な相談員が求められています。
- ヒアリング調査では、広報誌から情報を得ることが多いようですが、必要な情報を必要なときに手軽に入手することができるよう提供方法の充実などが望まれています。
- 障がい者アンケート調査の自由意見では、障害福祉サービスや行政の取組みに関する情報提供とともに、気軽に相談できる体制の充実や相談支援の質の向上も求めています。

(ボランティア活動)

- ヒアリング調査では、手話通訳や買物などの外出サポート、除雪などのボランティア活動が望まれています。
- 障がいのある人が必要としている支援について把握するとともに、現在取組まれているボランティア活動に関する情報提供が必要です。
- 既存のサービスの対象とはならないニーズへの支援や対応が必要です。

表4-4 障害福祉サービスの相談支援事業所

相談機関	対象者	相談方法・内容
社会福祉法人 光道園 越前町相談支援センター「さざんか」	障がい者全般 とその家族	方法：面接相談、個別訪問、電話相談、 ピアカウンセリング、福祉サービスの 利用や制度、虐待・差別相談 内容：障害福祉サービス制度利用 ：就労・生活相談など
社会福祉法人 越前町社会福祉協議会 越前町障害者相談支援センター	障がい者全般 とその家族	方法：面接相談 内容：障害福祉サービス制度利用 ：就労・生活相談など

表4-5 ボランティアグループなど

ボランティアグループなど	活動内容
丹生郡手話奉仕員活動研究会 虹	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人が、地域でのイベントに参加し交流する場でのお手伝いを行うボランティア活動を中心に行う。手話で日常会話やさまざまな情報を交換することにより、親睦を図る。また、手話通訳者などの人材育成を図る。
手話サークル 一歩	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人を中心に手話で日常会話やさまざまな情報を交換することにより、親睦を図る。また、手話通訳者などの人材育成を図る。
手話サークル すいせん	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人を中心に手話で日常会話やさまざまな情報を交換することにより、親睦を図る。また、手話通訳者などの人材育成を図る。
音訳クラブ	視覚障がい者に対して、広報誌などを音読しテープに録音し、お届けすることで、情報を得るための支援を実施する。

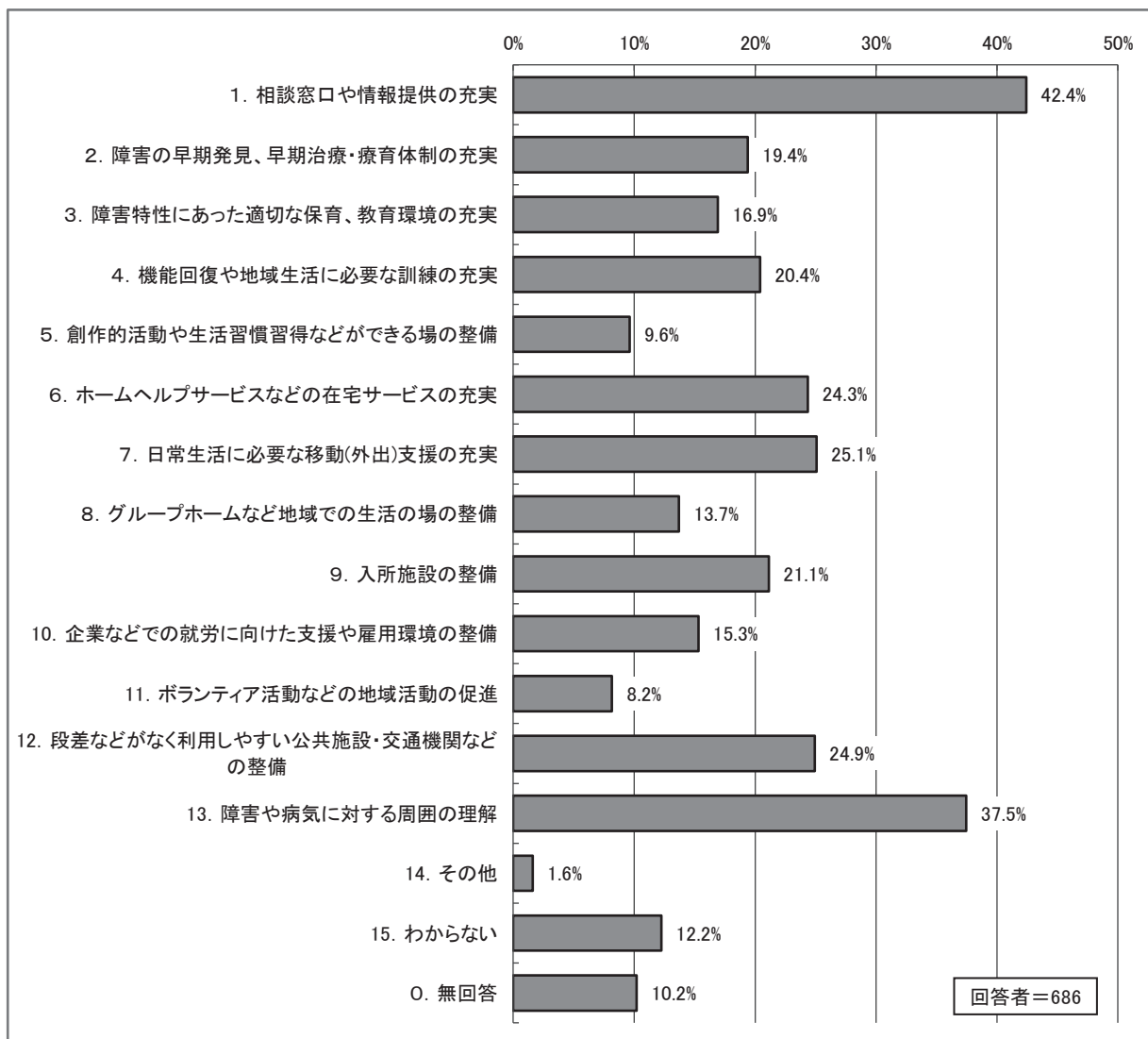


図4-6 障がい者が地域で自立した生活を送るための取組み（複数回答）

(生活環境)

- 新設された役場庁舎においてはユニバーサルデザイン※を採用し、すべての町民が利用しやすい施設となっています。
 - 介護保険制度の住宅改修費の支給、重度身体障害者住宅改造費助成事業などについては、リーフレットやホームページで周知するほか、介護申請や相談時に対面で内容の説明などを行っています。
 - 公営住宅等長寿命化計画を策定し、バリアフリー化する町営住宅および改修項目を明記しています。
- ヒアリング調査では、地区集会施設や体育館（トイレ）についてバリアフリー化を求める意見がみられます。
- 将来生活したい環境が「家族と自分の家に住みたい」が60%近くを占めていることから、買物や通院など日常生活を送りやすくするために、改善が必要な公共施設（歩道や町営住宅など）を定め、重点的に整備・改善を行うなど積極的な取り組みが必要です。

※「ユニバーサルデザイン」

バリアフリーは、障がい者の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは、障がい者を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指す考え方。

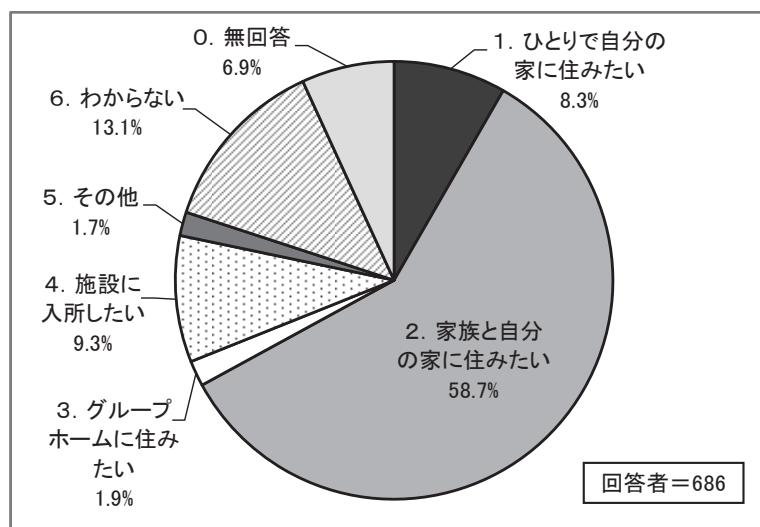


図4-7 自宅や地域での生活意向

施策の展開

①相談・情報提供体制の充実

- チラシの配布や各種イベントを通じたPR活動などにより、2箇所ある相談支援事業所や相談方法について周知します。
- 身近な相談相手である身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの役割をさらに周知します。
- 精神障がいのある人にとって身近な立場の、精神障害者相談員の配置について検討します。
- ケーブルテレビやインターネット、防災無線などの情報通信手段の活用を推進します。
- 障がいのある人に対して的確な情報が届くように、家族、各支援機関、当事者組織、医療機関、学校、区などへの行政情報の提供を充実します。
- 障害福祉制度について、障がいのある人や家族に対して個別の説明を継続するとともに、「障害福祉のしおり」やホームページなどにより定期的に情報を提供します。
- 広報委員会において広報誌やホームページの掲載情報の充実を図るとともに、情報の内容や発信・提供方法について継続的に評価・改善を進めます。
- 丹南地区自立支援協議会と連携し、引き続き相談支援体制の充実と強化を推進します。

②ボランティア活動の推進

- 地域住民と障がいのある人の交流の機会を確保するとともに、地域住民が障がいのある人の地域生活を支える活動を実践できるよう、区や地域コミュニティ運営委員会に働きかけます。
- ボランティアを養成する際には、障害や障がいのある人への正しい理解とともに、必要な介助や支援の内容について学ぶ機会の確保を支援します。
- ボランティアグループに関する情報提供、新しいニーズの把握と対応するサービスの開発、ボランティアコーディネーターの配置などボランティアセンターの機能強化の取り組みを支援します。

③ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、日常生活や社会生活の中で自由に行動でき、安全かつ快適な生活環境の整備を図るなど、住みよい福祉のまちづくりを庁内の関係部署が連携して総合的に進めていきます。
- 公共性が高い建築物や公園、その周辺の道路について、障がいのある人を含めた地域住民のニーズや施設の状況を把握した上で計画的な改善整備を推進します。
- 身体障害者等用駐車場が整備された施設とともに、ハートフル専用パーキング利用証制度について「障害福祉のしおり」やホームページなどで周知します。
- 「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」についての理解を促進するとともに、広報誌やホームページを活用して広報・啓発活動を行います。
- 介護保険制度の住宅改修費の支給、重度身体障害者住宅改造費助成事業などについて広報誌やインターネットを活用して周知します。
- 町営住宅のバリアフリー化とともに、その周辺環境の重点的整備を検討します。

(3) 福祉サービスの充実

現状と課題

(保健、医療サービスによる障害の重度化防止と健康維持)

- 心をいやす相談会（月1回開催）については、毎回2～3組の利用がありますが、継続して相談している方が多く、新規相談者が少ない状況です。
- 越前町国民健康保険織田病院では指定管理者制度をとり、医療機器の更新、病院施設の保守管理を行っています。
- 子どもの時から心の病気について学ぶ機会として、小学校では不安や悩みを抱えたときの対処、中学校では欲求不満やストレスへの対処を学習する機会を提供しています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活をするためには、障害の重度化を防ぎ、病気を予防して健康維持を図ることが重要な要素です。そのためには適切な保健、医療サービスを提供することが課題となっています。
- 障がい者アンケート調査では、定期的に医者に「かかっている」が81.0%を占めており、その内、「自分の障害や病気について、専門的に相談できる医療機関が近くにない」や「医療機関が近くにない」という人が25.0%を超え、さらなる医療の充実を求めています。
- 視覚・聴覚障がいのある人には訪問や面接で健診結果を説明していますが、特定健診などの申込み方法が分からない人もいるため対応が必要になっています。
- 学校に多種多様な問題を抱える児童生徒がいるため、今後も対応が必要です。

(福祉サービスによる障がいのある人とその家族への支援)

- 障がい福祉計画において、福祉サービスの種類・量を確保できるよう数値目標を設定して取り組んでいます。
- ヒアリング調査では、精神障がい者に対応する訪問看護ステーションや越前地区で利用できる障害福祉サービスが少ないなどの意見がみられます。
- 障がい者アンケート調査では、福祉サービスを利用する時に困ったこととして「事業所の情報が少ない」の割合が高く、自由意見でも障害福祉サービスや福祉施設などとともに、障がい者への支援・サービスに関する情報の充実を求めています。
- 重度の障害や医療的ケアなど、専門的な支援を必要とする人にサービスを提供できる事業所不足が課題となっています。

表4-6 成人保健事業

種 類	内 容
特定健康診査 長寿健康診査 ヤング健康診査	生活習慣病の予防・早期発見、早期治療のため地区の会場や医療機関で実施。
がん検診	胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診。
特定保健指導 健診結果相談会	健診結果から、住民自ら生活習慣について考えられるような健康相談、家庭訪問を実施。
成人歯科健診・相談	歯の健康状態、むし歯、歯周病などの予防・早期発見。

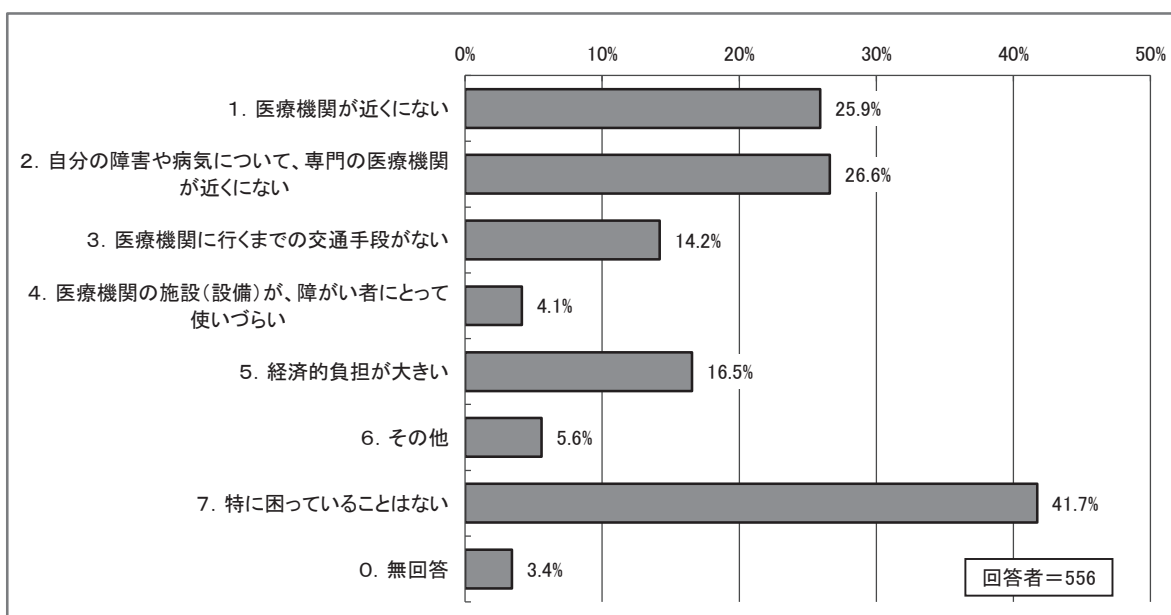


図4-8 医療を受ける際の困り事（複数回答）

表4-7 障害福祉サービスの内容（その1）

区分		内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の身体介護や洗濯・掃除などの家事援助等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行う。
	行動援護	知的障がい、または、精神障がいによって、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要性が高い人に、居宅介護、重度訪問介護など複数のサービスを包括的にを行う。

表4-7 障害福祉サービスの内容（その2）

	区 分	内 容
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能などの向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力などの向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	通常の就労が困難な人のうち、雇用契約に基づく就労が可能な人に対し、雇用契約を締結し、就労機会の提供と生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（B型）	通常の就労が困難な人のうち、雇用契約に基づく就労が困難な人に対し、就労機会の提供と生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の援助を行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設などへ短期間の入所を必要とする人に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
居住系	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日に行われる相談や日常生活上の援助を行う。また、介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の支援も行う。
	施設入所支援	単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人で、施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

表4-7 障害福祉サービスの内容（その3）

区 分		内 容
相談支援	計画相談支援	障がい者の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用するサービスの利用計画を作成し、行政やサービス事業者等との連絡調整を行う。また、状況に応じて、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直しを行う。
	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
	地域定着支援	居宅において単身、その他家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行う。

表4-8 障害児通所支援の内容

区 分	内 容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児に対し、自宅に訪問し、発達支援を行う。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動、地域交流の機会等の多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供する。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や小学校などを訪問し、本人や保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導の支援を行う。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、本人または障がい児の意向等を勘案し、利用するサービスの利用計画を作成し、行政やサービス事業者等との連絡調整を行う。また、状況に応じて、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直しを行う。

表4-9 地域生活支援事業の内容

区 分	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行う。
相談支援事業	障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するため、関係施設等と連携し普及啓発を推進する。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて障がい者とその他の人の意思疎通を支援する。
日常生活用具給付等事業	障がい者等で、自立支援用具等を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与する。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する人を2年かけて養成する。
移動支援事業	屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う。
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の多様化活動の場を提供する。
福祉ホーム	家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行う。
日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的な介護者の一時的な休息のための支援を行う。

施策の展開

①地域生活を支えるサービスの充実

- 障害の特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、インターネットも活用して、当事者や家族が求める障害福祉サービスなどの情報提供を充実します。
- 障がいのある子ども向けのサービスを実施している法人に対し、児童発達支援事業や保育所等訪問事業の実施を働きかけ、早期療育の基盤強化を図ります。
- 障がいのある人を介護している家族の要望に十分対応できるよう、相談支援専門員や事業者と連携して短期入所（ショートステイ）や、就学児の放課後や土日の居場所となるようなサービスの提供体制の確保に努めます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりなど地域生活支援拠点等の機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
- 丹南地区全体の課題でもある医療的なケアが必要な重症者への対応については、サービスが不足しており、受入れが困難な状況であるため、丹南地区自立支援協議会において引き続き対策を検討していきます。

②健康・医療サービスの充実

- 障害の重度化を防止し健康維持を図るため、障がいのある人が健康診査およびがん検診などを受診しやすい環境を整えるととともに、町の成人保健事業に関する情報をわかりやすく提供します。
- 町民に対して、講演会や町広報誌に掲載するなど自殺予防に関する正しい知識を普及するとともに、心の悩みについて気軽に相談できる「心をいやす相談会」などの相談体制充実に努めます。
- 10代で発症する精神疾患もあり適切な治療を受けることが大切であるため、子どもの時から心の病気について学ぶ機会や、小・中学校からの要請があれば臨床心理士などを派遣し、ストレスの克服や発散方法について学習する機会を継続して提供します。
- 越前町国民健康保険織田病院の運営維持を支援することで、町内の医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	担 当
災害時避難行動要支援者名簿における個別避難計画策定率	0%	100.0%	地域防災担当
障害について学ぶ研修の開催数	0回	1回	障がい福祉担当
心をいやす相談会開催数	12回	12回	健康保険担当
広報誌等による相談機関の情報提供回数	1回	2回	障がい福祉担当

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

5-1

重点施策

「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち」を実現するため、次の項目を緊要の課題としてとらえ、重点施策として取り組みます。

【障害を理解するための普及啓発】

障がい者の権利擁護に関しては、平成23年8月には「障害者基本法」の一部が改正され、障がい者に対する差別の禁止、社会的障壁の除去と合理的な配慮の義務、すべての障がい者に社会活動に参加する機会の確保や生活の場などを選択する機会の確保など共生社会の実現に向けて推進していくことが盛り込まれました。また、平成23年6月には「障害者虐待防止法」が、平成25年6月「障害者差別解消法」が成立しました。

障がい者アンケート調査では、障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことのある人や、地域の障がい者に対する理解が「深まっていない」と考える回答者もあり、地域に障がいのある人への偏見や誤解が存在していることがうかがえます。安心して地域で生活し、自らの生き方を選択、決定できるようにするためには、すべての町民が障害について正しく理解し、障がいのある人を、地域を構成する住民の一人として積極的に受け止めることが重要です。そのため、誤解や偏見・差別解消に向けた普及啓発などの取組みを積極的に進めていきます。

【情報提供の充実】

障がいのある人が地域で生活していくためには、日常生活を営む上で必要であるさまざまな情報を適切に入手できる必要があります。障がい者アンケート調査でも障がいのある人自身やその家族から、障がい者への支援・サービス、行政の取組みに関する情報の提供が求められています。そのため、行政情報の充実を図るとともに、障害によって情報の入手やコミュニケーションが困難な方に対して、それぞれの特性に応じた情報提供の方法について検討していきます。

【相談体制の充実】

障がいのある人やその家族にとって、より身近な相談窓口となる福祉や保健・介護などの窓口担当職員の資質向上を図るとともに、専門性の高い相談にも応じられるよう専門分野に特化した相談体制整備やさらなる充実を図ります。

(1) 国・県・関係団体・近隣市町との連携

障がい者施策は、国・県の制度や計画と深く関わっているため、国・県との緊密な協力・連携体制を強化することが大切です。特に、ハローワークたけふ（武生公共職業安定所）や県丹南健康福祉センター、県特別支援教育センターなどの国や県の関係機関とともに、町社会福祉協議会、社会福祉法人、医療機関などとの連携強化を図ります。

また、障がいのある人を取り巻く問題の複雑化や多様化が進む中、福祉サービスの中には町単独での実施が困難なものや、広域的に行った方が効果的な事業もあるため、「丹南地区自立支援協議会」を通じて近隣市町との連携・調整を図ります。

(2) 当事者組織・ボランティア団体・NPO・企業などとの連携

障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者組織、ボランティア団体、地域住民も行政の大切なパートナーです。障がい者施策を進めるにあたり、これらの団体などとの連携を図っていきます。

計画を着実に推進するためには、計画の進行を管理する体制を確立することが大切です。そこで、庁内での連携体制を整えながら、「重点施策」や目標指標の進捗状況を把握し、評価・検証を行い、改善につなげていきます。評価結果については、広報誌やホームページなどを通じ公表していきます。

さらに、町民や当事者組織、ボランティア団体・NPOなどに対して説明を行い、本計画の周知と理念の浸透を図るとともに、障がいのある人を中心とした町民のニーズや実態の把握に努めます。

資料編

資料編

1. 越前町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する越前町地域福祉計画及び障害者の総合的な福祉施策を推進する越前町障害者計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、越前町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、越前町地域福祉計画及び越前町障害者計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される策定委員会の会議は、町長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が認めたときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年5月20日から施行する。

2. 策定委員会の委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
行政関係者	丹南健康福祉センター	高 橋 久美子	
学識経験者	越前町議会	高 田 浩 樹	
	越前町区長会連合会	孝 久 幸 一	
障害福祉関係団体	越前町身体障害者協会	吉 村 春 男	
	越前町聴覚障害者協会	齋 藤 さだ子	
	越前町障害者相談員	寺 坂 律 子	副委員長
	社会福祉法人 つつじ会	山 田 弘	
地域福祉関係団体	越前町母子寡婦福祉会	平 等 智 恵	
	越前町婦人福祉協議会	城 戸 恵美子	
地域活動関係団体	越前町老人クラブ連合会	安 井 賢 二	
更生保護関係団体	丹生地区保護司会	森 下 定 信	
ボランティア 関係団体	越前町民生委員児童委員協議会	別 司 正 晴	
	越前町ボランティア連絡協議会	高 橋 健 一	
福祉関係事業者	社会福祉法人 光道園 朝日事業所	杉 本 博	
	社会福祉法人 越前町社会福祉協議会	大 橋 直 之	委員長

(*順不同)

3. 策定の経過

月 日	経 過
令和3年 6月25日	第1回策定委員会 ○障がい者計画策定の目的について ○アンケートの内容について
7月13日～ 30日	■第4次障がい者計画策定に関するアンケート調査実施 ・調査方法：配布回収は郵送により行った。 ・調査対象者：町内に在住する全ての障害者1,268人（施設入所者を除く）を対象として実施した。 ・回収率：54.1%（配布数1,268票、回収数686票）
8月27日	第1回障がい者計画ワーキンググループ会議 ○「障がい者計画」について ○アンケート結果について ○第3次計画の進捗状況の確認について
9月21日～ 30日	■関係団体アンケート調査実施 ・丹生はんどく会 ・精神障害者家族会 ・越前町身体障害者協会 ・町内の障害者相談支援事業所
11月17日	第2回策定委員会 ○第3次計画の進捗状況について ○第4次計画の基本理念・目標について
12月24日	第2回障がい者計画ワーキンググループ会議 ○障がい者計画案（基本施策）について ○目標とする指標について
令和4年 2月8日	第3回策定委員会（書面開催） ○第4次越前町障がい者計画案について
2月2日～ 16日	■パブリックコメントの実施
3月1日	第3回策定委員会（書面決議）
3月29日	町長への報告

4. 第4次障がい者計画策定に関するアンケート調査票

問1 アンケートにお答えになる方についてお答えください。(1つに○)

1. ご本人が記入
2. ご本人の意見をご家族や介護者が記入
3. ご本人の意見を確認することが難しいので、ご家族や介護者、事業所の職員などが記入
4. その他 ()

※これ以降、この調査票のあて名の方を「あなた」とお呼びします。

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 18歳未満 | 2. 18～29歳 |
| 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～64歳 |
| 7. 65～69歳 | 8. 70歳以上 |

問3 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他※ |
|-------|-------|---------|

※その他とは、性的マイノリティーを考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

問4 あなたがお住まいの地区はどこですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 朝日地区 | 2. 宮崎地区 |
| 3. 越前地区 | 4. 織田地区 |
| 5. わからない・答えたくない | |

問5 あなたは、現在どちらで生活されていますか。(1つに○)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. ひとりで自宅で暮らしている | 2. 家族と自宅で暮らしている |
| 3. グループホームにいる | 4. 福祉施設などに入所している |
| 5. 病院に入院している | 6. その他 () |

問6 あなたが認定を受けている障害等級や種類、自立支援医療(精神通院医療)、
医師から診断を受けているものについて、あてはまるものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

①身体障害者手帳 の等級	1. 1級 5. 5級	2. 2級 6. 6級	3. 3級 7. 手帳を持っていない	4. 4級
②身体障害の種類	1. 視覚 4. 音声・言語・そしゃく機能	2. 聴覚・平衡機能	3. 内部障害 5. 肢体不自由	
③療育手帳の等級	1. A1 3. B1	2. A2 4. B2	5. 手帳を持っていない	
④精神障害者保健 福祉手帳の等級	1. 1級 4. 手帳を持っていない	2. 2級	3. 3級	
⑤自立支援医療 (精神通院医療)	1. 受給している	2. 受給していない		
⑥医師から診断を 受けているもの	1. 発達障害 3. 難病(指定難病)	2. 高次脳機能障害	4. 受けていない	

福祉サービスについておうかがいします

問7 福祉サービスを利用するとき何か困ったことはありましたか。

(主なものを3つまで○)

1. 使いたいサービスが使えない	2. 支給量が少ない、期間が短い
3. 事業所が少ない	4. 事業所の情報が少ない
5. 事業所やほかの利用者とのトラブル	6. 利用者負担があるため使いづらい
7. その他()	8. 特に困ったことはなかった

人権・権利擁護についておうかがいします

問8 障がい者に対する地域の理解が深まってきていると思いますか。(1つに○)

1. 深まっている	2. まあまあ深まっている
3. あまり深まっていない	4. 深まっていない
5. わからない	

問9 これまでに、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。(1つに○)

1. ある ⇒ (問10へ進む)
2. ない ⇒ (問11へ進む)

【問9で「1.ある」と答えた方におうかがいします】

問10 それはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 無視された
2. じろじろ見られた
3. いやなことを言われた、された
4. 暴力をふるわれた
5. 仲間はずれにされた
6. お金や持ち物を無断で使われた
7. 職場での待遇に差をつけられた
8. 一方的に解雇された
9. 施設やお店、交通機関の利用を拒否された
10. 学校などへの入学を断られた
11. 住まいを借りる際に、家主や不動産屋に断られた
12. 結婚や恋愛のときに、相手の家族などから反対された
13. その他(具体的に)

→【問11に進んでください】

問11 障がい者の権利を守るため(差別や偏見をなくすため)に、町が主にどのような取組をする必要があると思いますか。(主なもの3つまで○)

1. 障がい者の権利を守り、被害を救済するルールづくり
2. 障がい者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ
3. 新たなルールづくりでなく、今ある法律の活用
4. 障がい者への理解を深めるための啓発
5. 福祉についての教育の充実
6. 障がい者への理解を広める活動を行うボランティアの育成
7. 障がいを持つ人と持たない人とが交流できる機会を増やす
8. その他(具体的に)
9. わからない
10. 特にない

問12 あなたは、成年後見制度（※）を利用したいと思いますか。（1つに○）

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 今、利用したい | } (問13へ進む) |
| 2. 将来、利用したい | |
| 3. 利用したくない | } (問14へ進む) |
| 4. どちらともいえない | |

※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人など）がその人の預貯金の管理など（財産管理）や日常での様々な契約など（身上監護）をしていく制度です。成年後見人などは、本人が単独で行ってしまった誤った契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行ったりします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

【問12で「1. 今、利用したい」または「2. 将来、利用したい」に○をつけた方におうかがいします】

問13 あなたの代理人となる成年後見人には誰になってもらいたいですか。（1つに○）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 親・子・配偶者・兄弟姉妹などの家族や親戚の人 |
| 2. 家族や親戚以外の後見人の研修を受けた人 |
| 3. 弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士などの専門職の人 |
| 4. 司法書士で組織された社団法人や社会福祉協議会などの法人後見 |
| 5. その他（具体的に |

→【問14に進んでください】



保健・医療サービスについておうかがいします

問14 現在、定期的に医者にかかっていますか。(1つに○)

1. かかっている ⇒ (問15へ進む)
2. かかっていない ⇒ (問16へ進む)

【問14で「1. かかっている」と答えた方におうかがいします】

問15 治療を受ける際に、困っていることはありますか。(主なもの3つまで○)

1. 医療機関が近くにない
2. 自分の障害や病気について、専門の医療機関が近くにない
3. 医療機関に行くまでの交通手段がない
4. 医療機関の施設(設備)が、障がい者にとって使いづらい
5. 経済的負担が大きい
6. その他(具体的に)
7. 特に困っていることはない

→【問16に進んでください】

生活の場についておうかがいします

問16 あなたは、近所の人とどのようなつきあいをされていますか。(1つに○)

1. お互いに相談したり、普段の生活で協力しあっている
2. 立ち話をする程度のつきあいがある
3. あいさつ程度の最小限のつきあいである
4. つきあいは全くしていない

問17 あなたは、地域の活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 趣味などのサークル活動
2. スポーツ活動
3. 地域の奉仕活動
4. 祭り、子ども会などの地域の行事
5. その他(具体的に)
6. 参加していない

問18 あなたが、地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことは何だと考えていますか。(主なもの3つまで○)

1. 障がい者が参加しやすい機会をつくる
2. 障がい者も使いやすい施設を整備する
3. 移動困難な障がい者に配慮して、交通機関や道路を整備する
4. 地域の人々が障がい者を受け入れるよう、障がい者に対する理解を深める
5. 障がい者の参加を補助するボランティアを育成する
6. 障がい者が積極的に社会参加できるように、家族がサポートする
7. 障がい者自身が積極性を持てるようにする
8. その他(具体的に)
9. わからない

問19 あなたは、将来どのような住宅(世帯)環境で生活したいと思いますか。(1つに○)

1. ひとりで自分の家に住みたい
2. 家族と自分の家に住みたい
3. グループホームに住みたい
4. 施設に入所したい
5. その他(具体的に)
6. わからない

日常生活についておうかがいします

問20 あなたは、通勤、通学以外で、どのくらい自分の趣味や友達との交流、行事への参加、ショッピング、家族団らんなどで外出をしますか。(1つに○)

1. 週1～2回以上
2. 週2～3回
3. 年に数回
4. ほとんどしない

問21 外出について希望することはありますか。(主なもの3つまで○)

1. 外出を支援してくれるガイドヘルパーを充実させてほしい
2. 公共交通機関を利用しやすくしてほしい
3. 公共施設や民間施設を使いやすくしてほしい
4. 安心して歩ける道路にしてほしい
5. 移送サービス(リフト付きの車などで送迎するサービス)をしてほしい
6. 障がい者用の駐車場を充実してほしい
7. その他(具体的に)
8. わからない
9. 特にない

保育と教育についておうかがいします

【保育所や学校などに通っている方におうかがいします】

(それ以外の方は問25へ進む)

問22 保育所や学校などに通っていて、何か困ったことはありますか(ありましたか)。保育所(園)・こども園と小学校・中学校・高等学校に分けてそれぞれあてはまるものを下の()の中に番号を入れてください。
(主なもの3つまで)

1. 通うことが大変	2. まわりのペースについていけない
3. 友達ができにくい	4. 保育士や教師の人手が足りない
5. 保育士や教師の理解が足りない	6. 他の保護者の理解が得にくい
7. 保育士や教師の専門的な知識や技術が足りない	
8. 保育所などに通うようになった時や、進学のために1から説明する必要がある(関係者の情報共有や引き継ぎがされていない)	
9. トイレや階段などの設備が配慮されていない	
10. その他(具体的に)	
11. 困ったことはない	

保育所(園)・こども園→()
小学校→() 中学校→() 高等学校→()

問23 障害や病気の診断を受けたとき、どのような支援を必要としていますか。
(主なもの3つまで○)

1. 育て方についての相談相手
2. 障害や病気の専門的な情報
3. 適切な保育施設、教育施設の情報
4. 医療機関での十分な指導
5. 町の保健師から福祉サービスの情報提供や、専門の事業所の紹介
6. 気持ちを聞いてくれる相手
7. その他(具体的に)

問24 18歳到達後の進路について、どのようにお考えですか。(1つに○)

1. 進学したい
2. 一般企業に就職したい
3. 障がい者の雇用が多い企業で働きたい
4. 福祉的就労（就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業所）をしたい
5. 自宅でできる仕事をしたい
6. 進学も仕事も難しいと思う
7. 施設に入所したい
8. その他（具体的に）
9. わからない

雇用や就労についておうかがいします

問25 あなたは今、学校や会社などへ通っていますか。(主なもの2つまで○)

1. 保育所(園)・こども園
2. 小学校・中学校・高等学校（特別支援学級含む）
3. 盲・ろう・特別支援学校
4. 一般就労（障がい者雇用枠での就労、パート・アルバイトなどを含む）
5. 福祉的就労（就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所）
6. 家事（家事手伝い含む）
7. 上記のどれにも当てはまらない（何もしていない・入院中など含む）

問26 現在、働いていますか。今の仕事や職場に満足していますか。(1つに○)

1. 満足している、まあまあ満足している ⇒ (問28へ進む)
2. あまり満足していない、満足していない ⇒ (問27へ進む)
3. 働いていない ⇒ (問28へ進む)

【問26で「2. あまり満足していない、満足していない」と答えた方におうかがいします】

問27 その理由は何ですか。(1つに○)

1. 自分の適性や能力に合わない仕事だから
2. 周りの理解が得にくいから（差別や偏見を感じるから）
3. 賃金や待遇に不満があるから
4. 通うのがとても大変だから
5. その他（具体的に）

→【問28に進んでください】

問28 働くために重要と思われることは何ですか。再就職の場合も含まれます。
(主なもの3つまで○)

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 就労に向けた本人の意識啓発 | 2. 就労に向けた相談支援 |
| 3. 就労先の紹介などの支援 | 4. 給料が充実していること |
| 5. 就労に向けた訓練事業所の充実 | 6. 就労に必要な知識・技術の習得 |
| 7. 面接、実習などの支援 | 8. 就労初期段階での支援
(ジョブコーチによる支援) |
| 9. 就労後の継続した相談支援 | 10. 健康管理などの支援 |
| 11. 企業側の積極的な障がい者雇用 | 12. 障害特性に配慮した職場環境 |
| 13. 安全な通勤手段の確保 | 14. その他 () |
| 15. 特にない | |

災害時の避難などについておうかがいします

問29 火事や地震などの災害が発生した場合に、ひとりで避難できますか。
(1つに○)

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. ひとりで避難できる | 2. 介助者がいれば避難できる |
| 3. 介助者がいても避難することはむずかしいと思う | |

問30 災害時の支援体制については、どのようなものを希望しますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 近隣の人による避難時の手助け | 2. 災害発生時の連絡 |
| 3. 災害時の安否確認 | 4. 避難所のバリアフリー化 |
| 5. 障がい者に配慮した避難所運営 | 6. 障がい者に配慮した備蓄品の確保 |
| 7. その他 (具体的に) | |



問31 災害が発生した場合に、心配なことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 救助を求めることができない
2. 救助を求めても来てくれる人がいない
3. 安全なところまで、すぐに避難することができない
4. まわりの人々とのコミュニケーションがとれない
5. 被害状況、避難場所、物資の入手方法などがわからない
6. 避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない
7. 必要な薬が手に入らない、治療を受けられない
8. 補装具や日常生活用具が使いなくなる
9. 障害にあった対応をしてくれる避難所が近くにない
10. その他(具体的に)
11. わからない

町の福祉施策のあり方についておうかがいします

問32 障がい者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取組は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 相談窓口や情報提供の充実
2. 障害の早期発見、早期治療・療育体制の充実
3. 障害特性にあった適切な保育、教育環境の充実
4. 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
5. 創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備
6. ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
7. 日常生活に必要な移動(外出)支援の充実
8. グループホームなど地域での生活の場の整備
9. 入所施設の整備
10. 企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備
11. ボランティア活動などの地域活動の促進
12. 段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関などの整備
13. 障害や病気に対する周囲の理解
14. その他(具体的に)
15. わからない

問33 越前町の福祉行政や障がい者計画に対して、ご意見があれば、ご記入
ください。現在困っていることなどでも結構です。

【ご家族や介護者におうかがいします。】

問34 ご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



第4次越前町障がい者計画

令和4年3月

越前町

所在地：〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

電話：0778-34-1234(代表) F A X：0778-34-1236
